

久留米市第 6 期高齢者福祉計画  
及び介護保険事業計画

素案（資料編）

平成 2 7 年 1 月

久留米市

健康福祉部 長寿支援課・介護保険課



## 目 次

### 第1部 総論関連

第1章 計画策定の趣旨	P. 1
第2章 高齢者を取り巻く社会情勢	P. 2
1. 高齢化の状況と将来推計	
2. 介護保険事業の状況	
3. 高齢者実態調査等の結果概要	
4. 第5期計画の課題等	

### 第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開関連

第1章 健康づくりと介護予防の推進	P.29
第2章 高齢者の積極的な社会参加	P.32
第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり	P.36
第4章 地域連携による高齢者支援	P.40
第5章 認知症施策の推進	P.43
第6章 高齢者の権利擁護	P.46
第7章 生活環境の整備	P.48
第8章 介護保険事業の円滑な実施	P.51
第9章 介護サービスの見込量と保険料	P.56

久留米市第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、【本編】と【資料編】で構成されています。

この【資料編】は【本編】を補完する各種資料を掲載しております。



## ■第 1 部 総論関連



## 第1章 計画策定の趣旨

この計画は、次の法律などに基づき策定しています。

### ○老人福祉法

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～10 （略）

### ○介護保険法

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2～5 （略）

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7～10 （略）

### ○久留米市高齢者憲章（平成8年11月）

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいや自信を持ち、健やかに暮らせる地域社会を築くことは、すべての人の願いです。

わたしたち久留米市民は、高齢者が家庭や社会において大切にされ、ともに幸せに暮らすことができる、いきいきと明るい長寿社会を願い、市民と行政が一体となって、豊かでうるおいのある福祉のまちづくりを進めるために、この憲章を制定します。

（健康と自立への努力）

1 自ら心身の健康づくりに努め、経済的・社会的・生活的な自立をめざします。

（生涯学習と社会参加の促進）

2 高齢者が生涯を通じて学習でき、社会の一員として生きがいをもって活躍できるまちをつくります。

（保健・医療・福祉の充実）

3 豊かな医療環境を活かし、保健・福祉を充実して、高齢者が安心して健やかに暮らせるまちをつくります。

（生活環境の整備）

4 水と緑に囲まれた自然環境との共生をはかり、高齢者が安全で快適に暮らせるまちをつくります。

（安らぎのある家庭と地域の連帯）

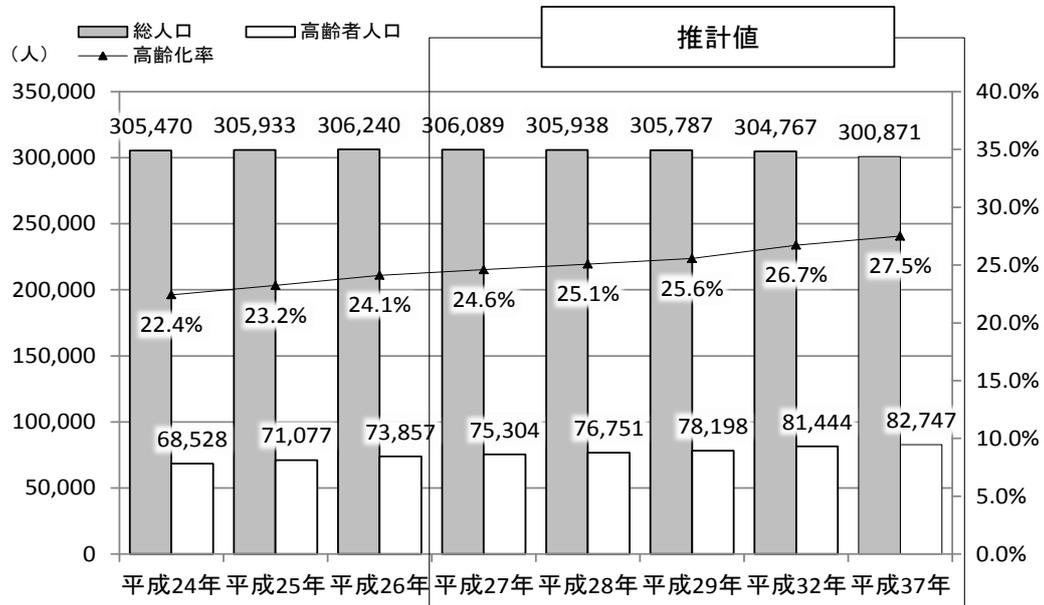
5 家庭の安らぎや地域の温かいふれあいに満ちた、高齢者にやさしいまちをつくります。

## 第2章 高齢者を取り巻く社会情勢

### 1. 高齢化の状況と将来推計

#### (1) 高齢者人口・高齢化の状況と将来推計

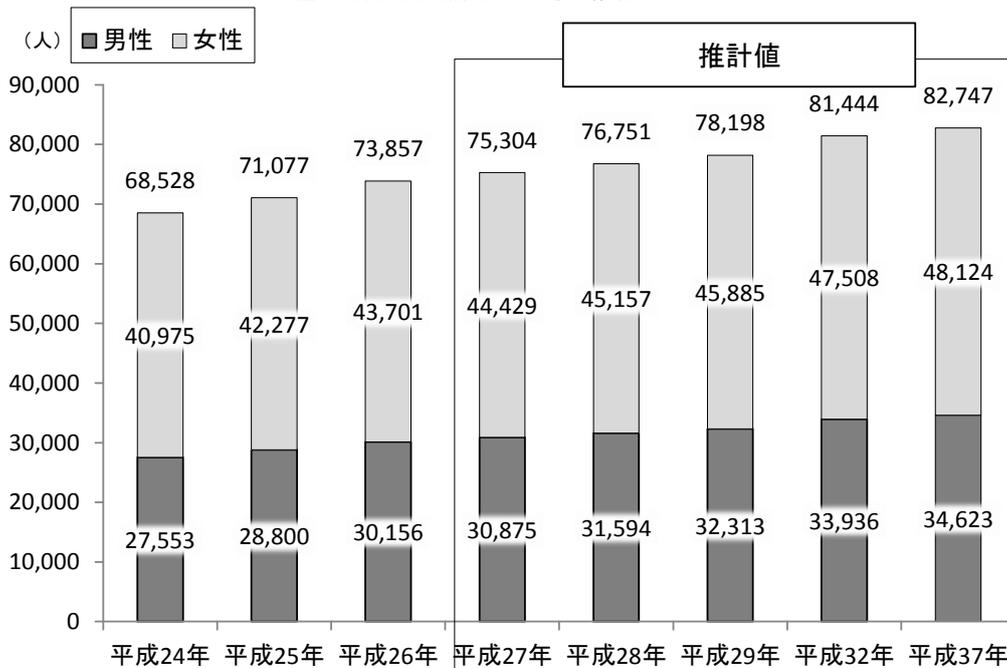
図1 高齢者人口・高齢化の状況と将来推計



資料) 住民基本台帳(各年10月1日現在)、推計値はコーホート要因法による。

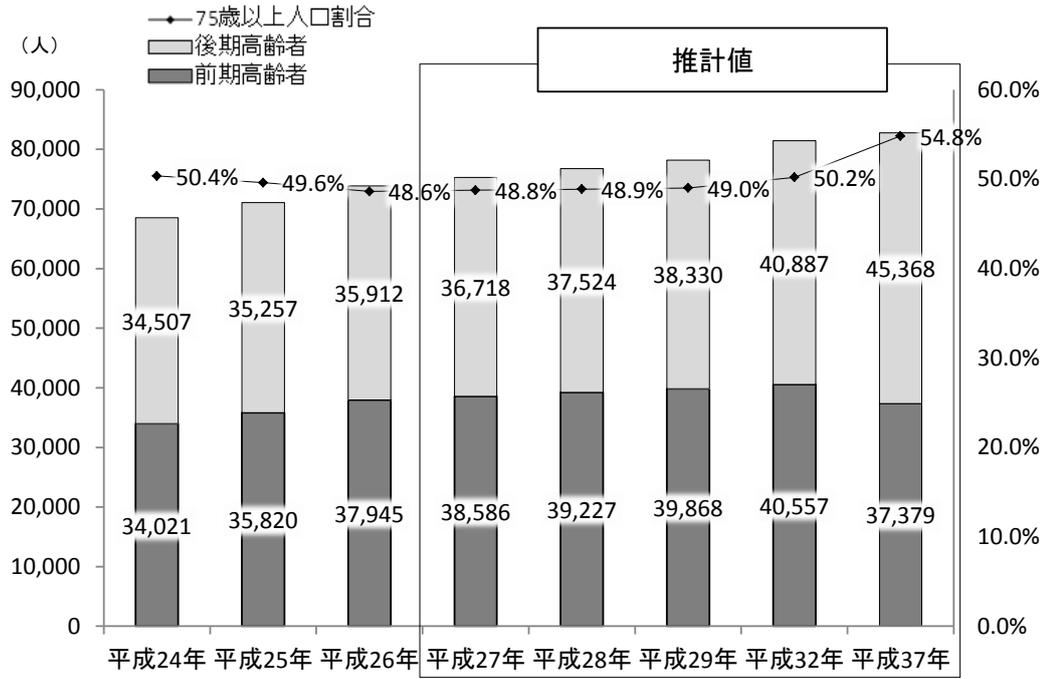
注意) 本推計は平成26年10月1日現在までの住民基本台帳のデータに基づくものであるため、時点やその他の要因により本市他計画等における各種推計値及び目標値とは異なる場合がある。

図2 男女別高齢者人口等の推移



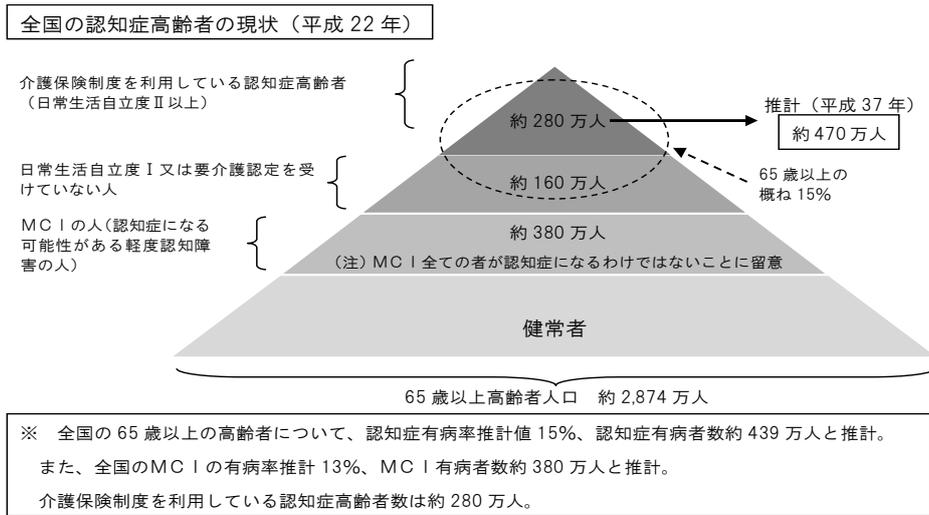
資料) 住民基本台帳(各年10月1日現在)、推計値はコーホート要因法による。

図3 前期・後期高齢者人口等の推移

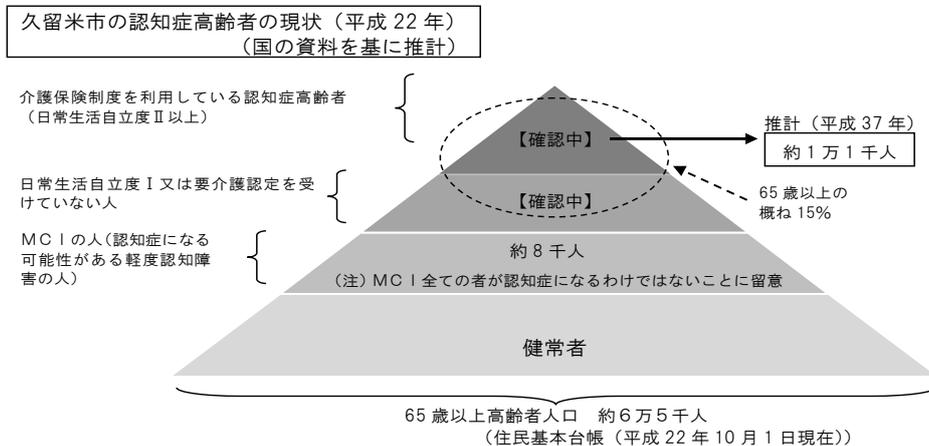


資料) 住民基本台帳(各年10月1日現在)、推計値はコーホート要因法による。

図4 認知症高齢者の現状



資料) 社会保障審議会介護保険部会(第47回)資料(厚生労働省作成)



## (2) 高齢者世帯の状況

図5 世帯の状況

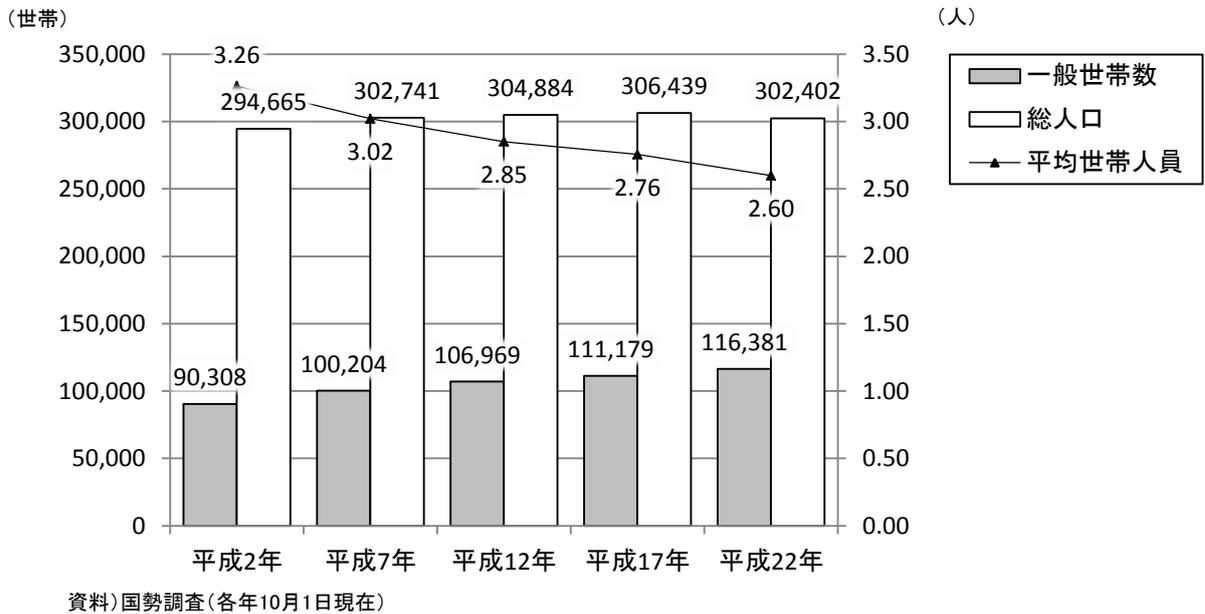
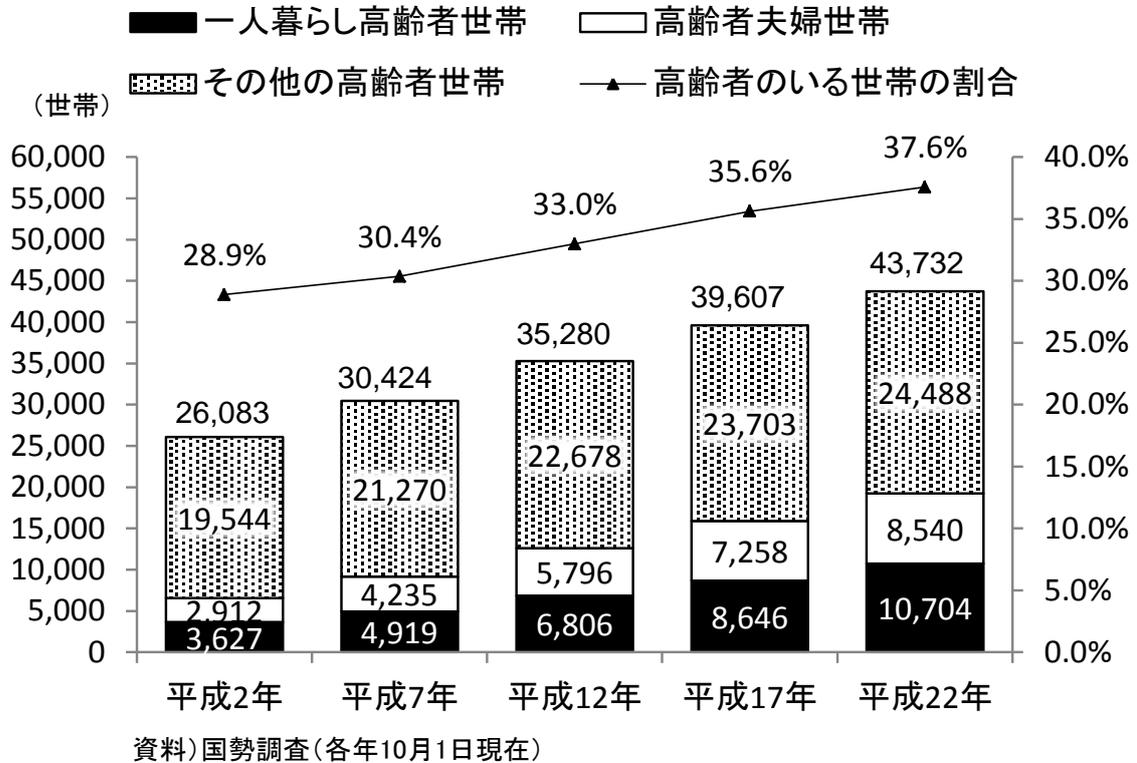


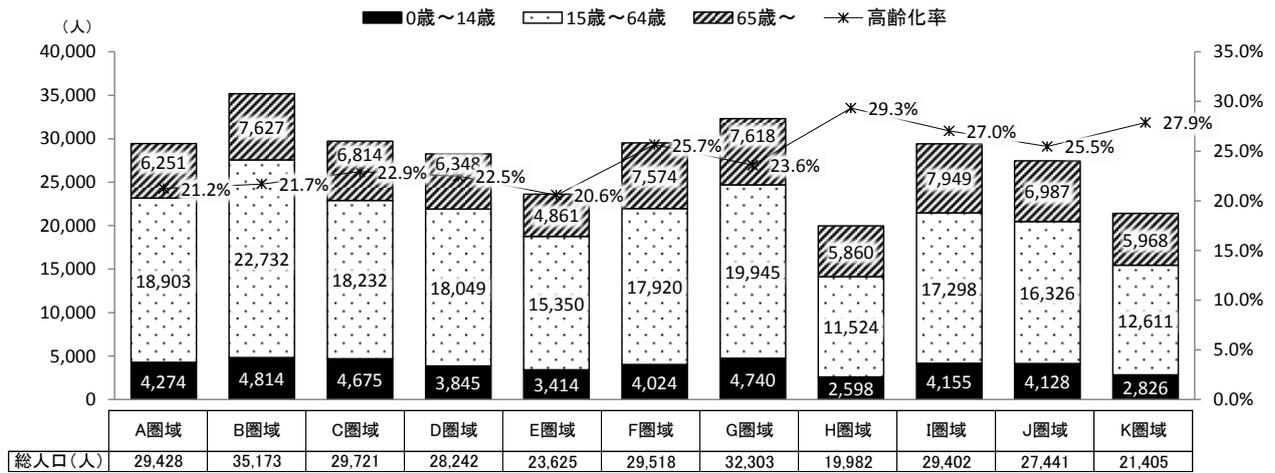
図6 高齢者のいる世帯、一人暮らし高齢者世帯等の推移



※高齢者夫婦世帯とは、夫と妻がともに65歳以上の世帯を指す

### (3) 日常生活圏域別高齢者人口等の状況

図7 圏域別人口・高齢化率



資料) 住民基本台帳(平成26年10月1日現在)

図8 圏域別人口の推移

圏域名	区分	実績値		
		平成24年	平成25年	平成26年
A圏域	総人口	28,870	29,116	29,428
	高齢者人口	5,753	6,015	6,251
	高齢化率	19.9%	20.7%	21.2%
B圏域	総人口	34,769	35,021	35,173
	高齢者人口	7,025	7,334	7,627
	高齢化率	20.2%	20.9%	21.7%
C圏域	総人口	29,778	29,816	29,721
	高齢者人口	6,383	6,585	6,814
	高齢化率	21.4%	22.1%	22.9%
D圏域	総人口	27,811	28,212	28,242
	高齢者人口	5,884	6,120	6,348
	高齢化率	21.2%	21.7%	22.5%
E圏域	総人口	23,280	23,284	23,625
	高齢者人口	4,446	4,594	4,861
	高齢化率	19.1%	19.7%	20.6%
F圏域	総人口	29,831	29,618	29,518
	高齢者人口	7,022	7,299	7,574
	高齢化率	23.5%	24.6%	25.7%
G圏域	総人口	32,429	32,435	32,303
	高齢者人口	7,048	7,342	7,618
	高齢化率	21.7%	22.6%	23.6%
H圏域	総人口	20,206	20,092	19,982
	高齢者人口	5,576	5,713	5,860
	高齢化率	27.6%	28.4%	29.3%
I圏域	総人口	29,721	29,524	29,402
	高齢者人口	7,374	7,614	7,949
	高齢化率	24.8%	25.8%	27.0%
J圏域	総人口	27,319	27,334	27,441
	高齢者人口	6,440	6,690	6,987
	高齢化率	23.6%	24.5%	25.5%
K圏域	総人口	21,456	21,481	21,405
	高齢者人口	5,577	5,771	5,968
	高齢化率	26.0%	26.9%	27.9%

資料) 住民基本台帳(各年10月1日現在)

## 2. 介護保険事業の状況

### (1) 被保険者数の状況

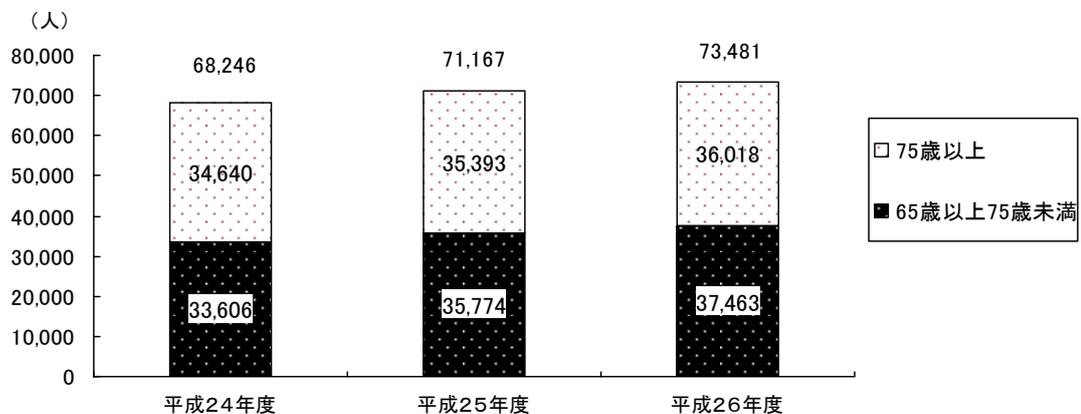
図9 被保険者等の推移 (人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
65 歳以上 (第 1 号被保険者)	68,246	71,167	73,481
65 歳以上 75 歳未満	33,606	35,774	37,463
75 歳以上	34,640	35,393	36,018
40 歳以上 65 歳未満 (第 2 号被保険者)	101,853	101,159	105,502

資料) 第 1 号被保険者：介護保険事業状況報告 (各年度 9 月末時点)

第 2 号被保険者：住民基本台帳人口 (各年度 10 月 1 日時点)

図10 第1号被保険者数の推移



資料) 第1号被保険者：介護保険事業状況報告 (各年度9月末時点)

### (2) 要介護認定者数の状況

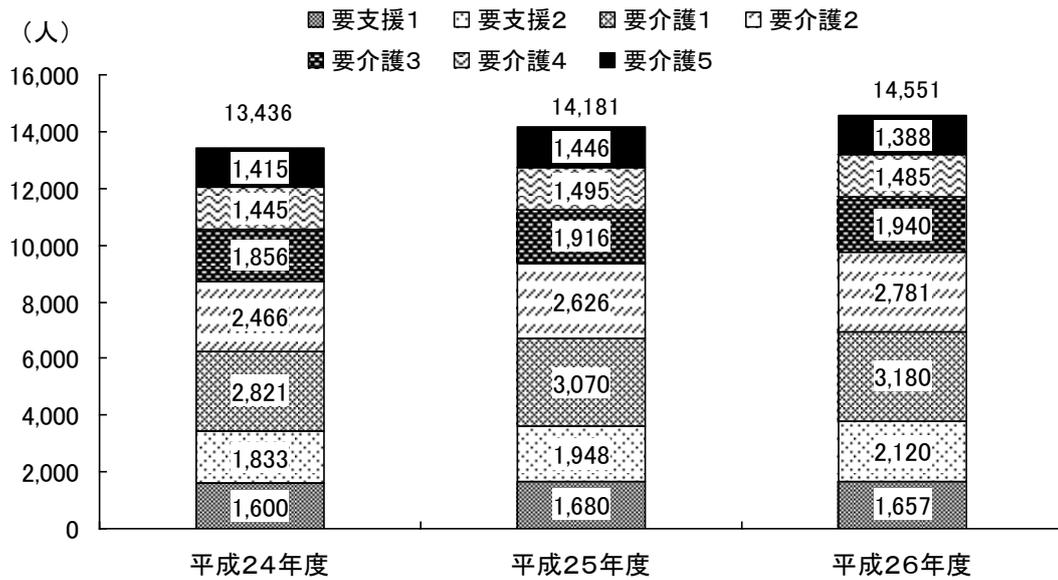
図11 要介護認定者数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
65 歳以上(第 1 号被保険者)(人)	13,054	13,804	14,225
65 歳以上 75 歳未満	1,632	1,758	1,836
75 歳以上	11,422	12,046	12,389
40 歳以上 65 歳未満 (第 2 号被保険者) (人)	382	377	326
合 計 (人)	13,436	14,181	14,551
要介護認定率	19.1%	19.4%	19.4%
65 歳以上 75 歳未満 (人)	4.9%	4.9%	4.9%
75 歳以上 (人)	33.0%	34.0%	34.4%
40 歳以上 65 歳未満 (第 2 号被保険者) (人)	0.4%	0.4%	0.3%

資料) 認定者数：介護保険事業状況報告 (各年度 9 月末時点)

認定率\*第1号被保険者は、介護保険事業状況報告(各年度9月末時点)の被保険者数で認定者数を、第2号被保険者は住民基本台帳人口(各年度10月1日時点)で認定者数を除して算出している。

図12 要介護状態区分別の要介護認定者数の推移



資料) 第1号被保険者: 介護保険事業状況報告 (各年度9月末時点)

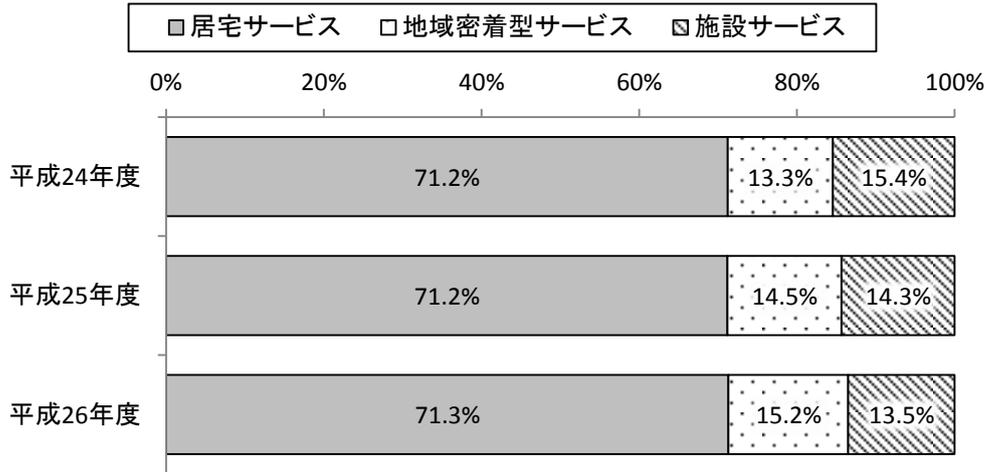
### (3) 介護保険事業の実施状況

図13 介護サービスの利用状況(月あたり)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要介護認定者数 (人) (A)	13,436	14,181	14,551
サービス利用者数 (人) (B)	11,351	11,949	12,171
居宅サービス	8,084	8,681	8,705
地域密着型サービス	1,514	1,848	1,771
施設サービス	1,753	1,642	1,688
サービス利用率 (B) / (A)	84.5%	84.3%	83.6%
給付費 (千円)	1,598,336	1,688,812	1,740,421
居宅サービス	781,362	878,714	846,374
地域密着型サービス	332,489	408,248	387,690
施設サービス	484,485	453,459	467,192
利用者 1 人あたりの給付額 (千円)	141	141	143

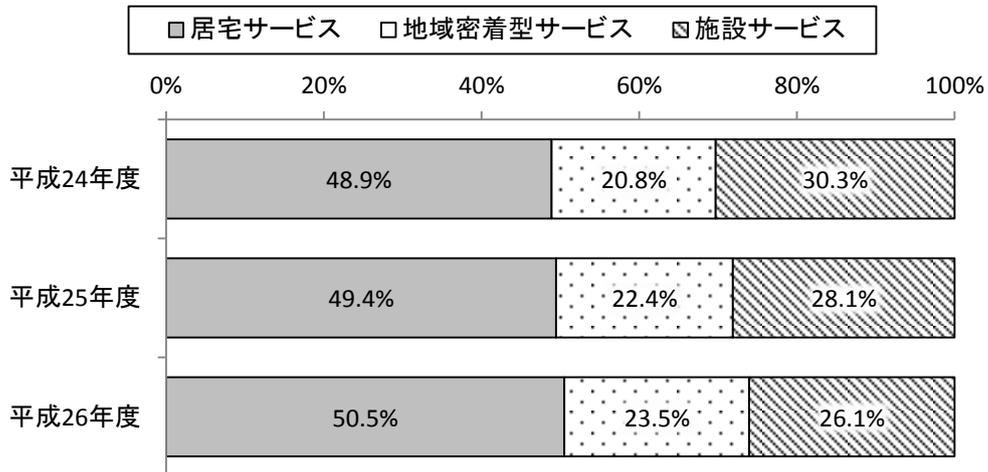
資料) 介護保険事業状況報告 (各年度 9 月給付分)

図14 サービス利用者数の割合の推移



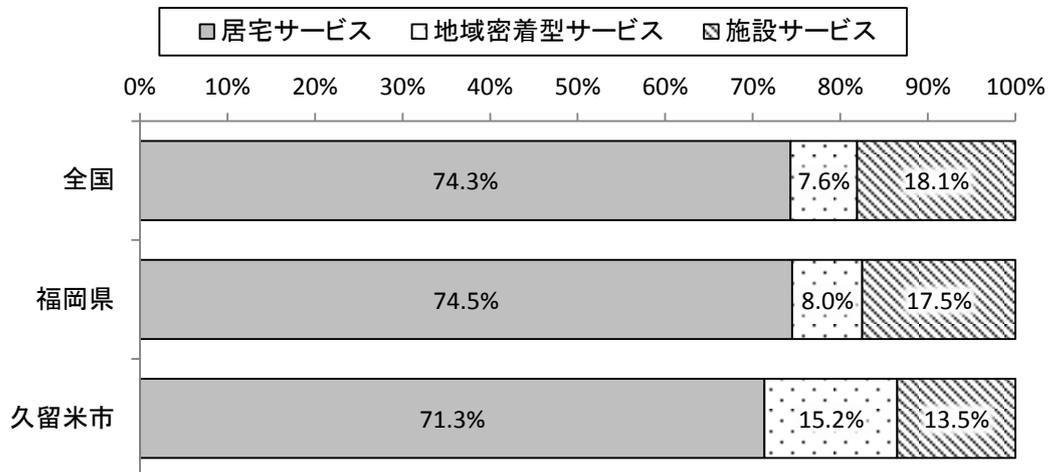
資料)介護保険事業状況報告(各年度9月利用分)

図15 サービス給付額の割合の推移



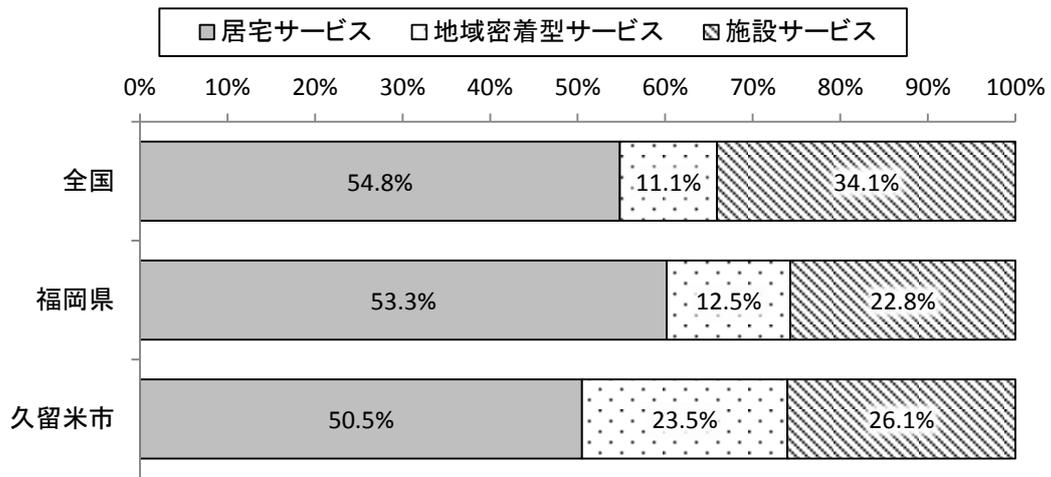
資料)介護保険事業状況報告(各年度9月給付分)

図16 サービス利用者数の割合(全国・福岡県との比較)



資料)介護保険事業状況報告(平成26年度9月利用分)

図17 サービス給付額の割合(全国・福岡県との比較)



資料)介護保険事業状況報告(平成26年度9月給付分)

### 3. 高齢者実態調査等の結果概要

#### (1) 高齢者実態調査

・調査対象等

調査対象		対象者数	有効回収数	回収率
一般高齢者	久留米市の第1号被保険者で、要介護（要支援）認定者を除く65歳以上の市内在住の人	3,494	2,224	63.7%
要支援認定者	要支援と認定され、在宅で生活している市内在住の人（ただし、介護予防認知症対応型共同生活介護等の介護専用の居住系サービス利用者を除く）	1,396	844	60.5%
要介護認定者	要介護と認定され、在宅で生活している市内在住の人（ただし、施設サービス、認知症対応型共同生活介護等の介護専用の居住系サービス利用者を除く）	1,102	463	42.0%
区分無回答		—	368	—
合計		5,992	3,899	65.1%

・調査方法 郵送法（郵便による配布・回収）

・調査期間 平成25年12月13日（金）～12月31日（火）

#### ①回答者の属性

##### 《性別・年齢》

単位：%

		サンプル数	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳以上	無回答
全体		100.0 3,899	20.3 790	18.5 721	19.1 743	17.7 690	12.4 482	7.0 271	5.2 202
性別	男性	100.0 1,092	30.8 336	20.3 222	18.3 200	14.9 163	10.2 111	4.3 47	1.2 13
	女性	100.0 2,241	17.4 390	18.8 422	20.9 468	19.3 433	13.6 305	9.0 202	0.9 21
	無回答	100.0 566	11.3 64	13.6 77	13.3 75	16.6 94	11.7 66	3.9 22	29.7 168

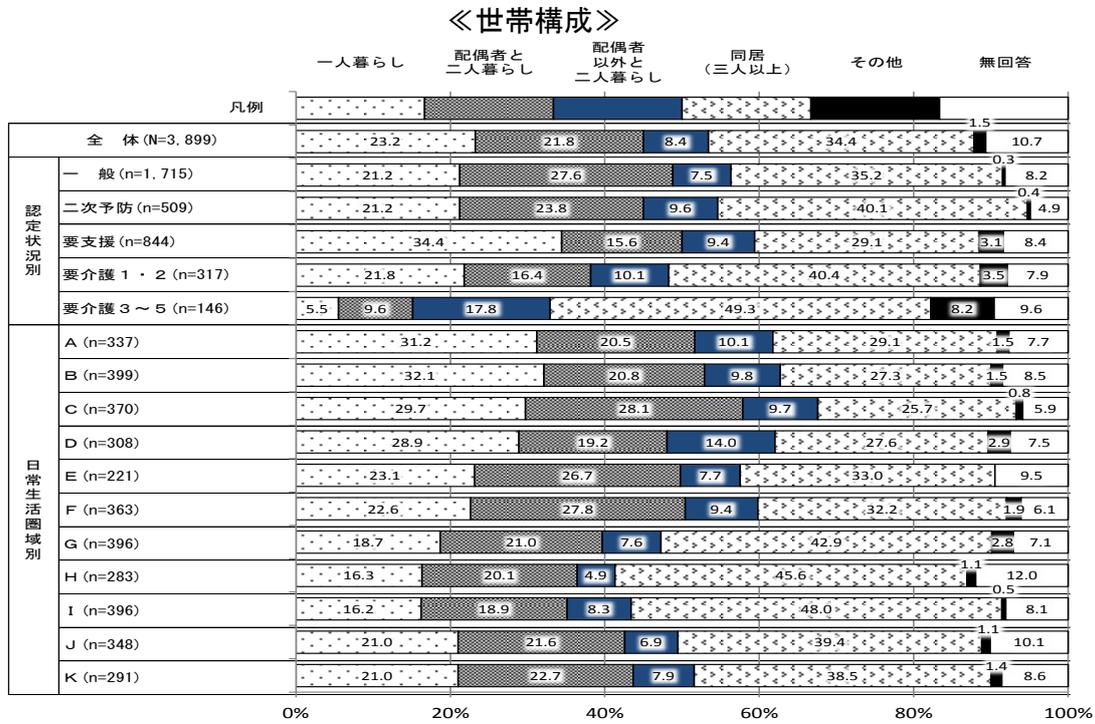
##### 《日常生活圏域》

単位：%

		サンプル数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	無回答
全体		100.0 3,899	8.6 337	10.2 399	9.5 370	7.9 308	5.7 221	9.3 363	10.2 396	7.3 283	10.2 396	8.9 348	7.5 291	4.8 187
性別	男性	100.0 1,092	9.1 99	9.1 99	9.1 99	8.7 95	6.6 72	10.3 113	10.9 119	6.7 73	10.0 109	11.4 125	7.1 78	1.0 11
	女性	100.0 2,241	8.3 185	10.8 241	10.5 235	8.7 196	5.5 124	9.7 218	10.0 225	8.2 183	10.9 244	8.3 186	8.2 184	0.9 20
	無回答	100.0 566	9.4 53	10.4 59	6.4 36	3.0 17	4.4 25	5.7 32	9.2 52	4.8 27	7.6 43	6.5 37	5.1 29	27.6 156

## ②家族・生活状況

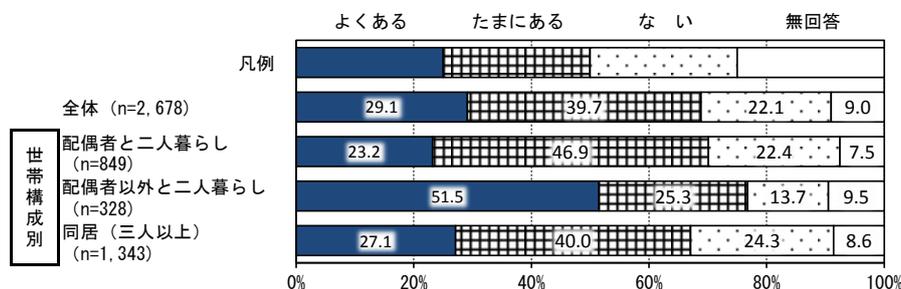
世帯構成は、同居（三人以上）の世帯が34.4%を占めて最も多く、次いで一人暮らし（23.2%）と配偶者と二人暮らし（21.8%）が同程度となっています。日常生活圏域別にみると、一人暮らし世帯が多いのはA～Dの圏域で概ね3割程度を占めています。



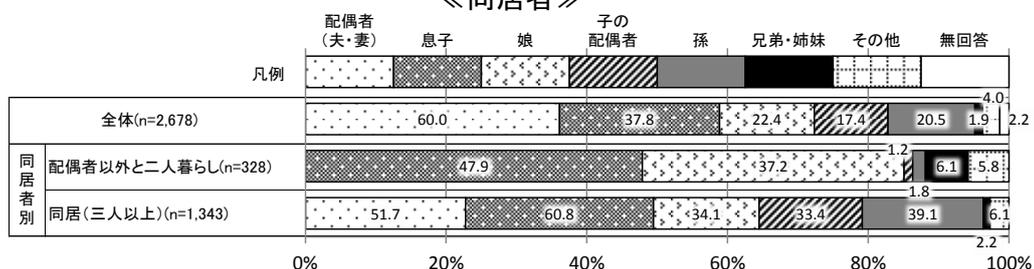
日中、一人になることがあるか尋ねたところ、「よくある」(29.1%)と「たまにある」(39.7%)を合わせた68.8%が『ある』と回答しており、特に「配偶者以外と二人暮らし」の世帯では「よくある」と回答した人が約半数を占めています。

「配偶者以外と二人暮らし」の世帯で主に同居しているのは、「息子」と「娘」で約8割を占めていることから、子どもが就労中などに一人になることが想定されます。

### 《日中に一人になることの有無》

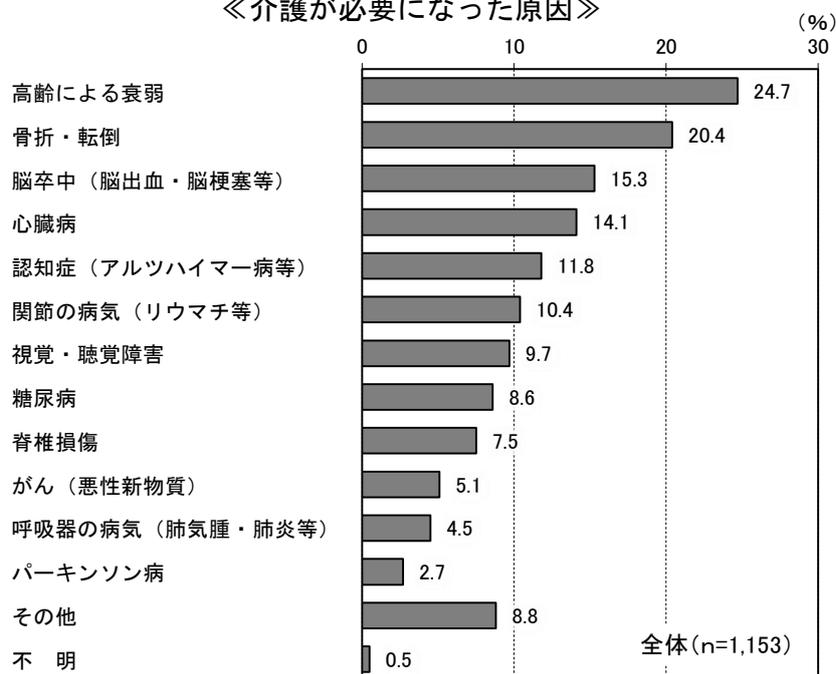


### 《同居者》



介護が必要になった原因について尋ねたところ、「高齢による衰弱」(24.7%)が最も多いものの、原因疾患としては、「骨折・転倒」(20.4%)、「脳卒中」(15.3%)、「心臓病」(14.1%)、「認知症」(11.8%)、「関節の病気」(10.4%)が、それぞれ1割を超えています。

《介護が必要になった原因》



主な介護者は、「介護サービスのヘルパー」が全体の32.4%を占めて最も多くなっていますが、認定状況別にみると、重度の要介護3～5では「娘」が28.2%と最も多く、次いで「配偶者」(24.5%)となっており、「介護サービスのヘルパー」(20.0%)は3番目となっています。そのため、重度者の介護の主体が家族であることがわかります。

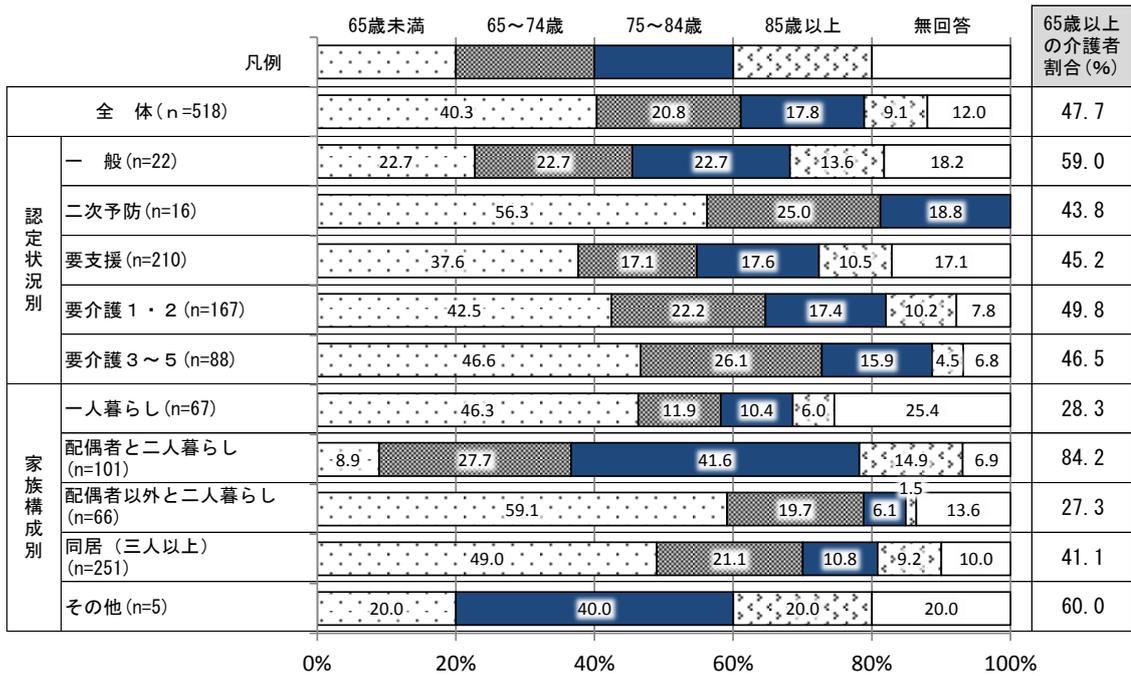
介護を主に行っている人の年齢は、65歳未満(40.3%)の割合が最も高く、次いで65～74歳(20.8%)、75歳～84歳(17.8%)、85歳以上(9.1%)の順となっており、いわゆる「老老介護」の割合は47.7%と介護者の約半数を占めています。

《主な介護・介助者》

単位：%

	サンプル数	妻 配偶者 (夫・	息 子	娘	子 の 配 偶 者	孫	兄 弟 ・ 姉 妹	介 護 サ ー ビ ス の ヘル パー	そ の 他	無 回 答	
全 体	766	21.4	8.5	18.1	9.1	0.5	0.9	32.4	1.6	7.4	
認 定 状 況 別	一 般	24	37.5	8.3	20.8	4.2	-	8.3	8.3	4.2	
	二次予防	17	29.4	11.8	29.4	5.9	-	5.9	5.9	11.8	
	要支援	352	18.8	7.1	15.9	6.5	0.6	0.6	40.3	0.9	9.4
	要介護1・2	231	23.4	11.3	16.9	11.7	0.4	1.3	27.7	1.3	6.1
	要介護3～5	110	24.5	9.1	28.2	11.8	0.9	-	20.0	1.8	3.6
無回答	32	9.4	-	9.4	15.6	-	-	53.1	3.1	9.4	

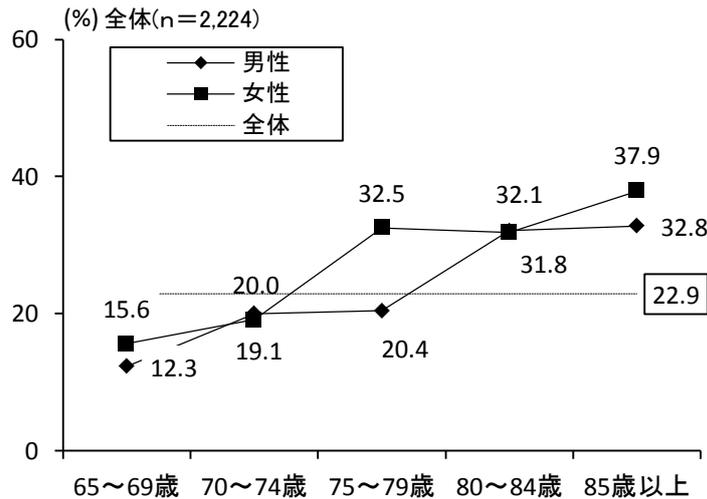
《介護・介護者の年齢》



③生活機能評価

二次予防対象者と判定された人は、認定者を除く全体の 22.9% となっています。性・年齢別にみると、男女とも概ね年齢が高い人ほど二次予防対象者と判定された人の割合は高くなる傾向が見られ、今後高齢者の増加にあわせて、要介護状態になる人も増加すると推測されます。

《二次予防対象者と判定された人の割合（性・年齢別）》

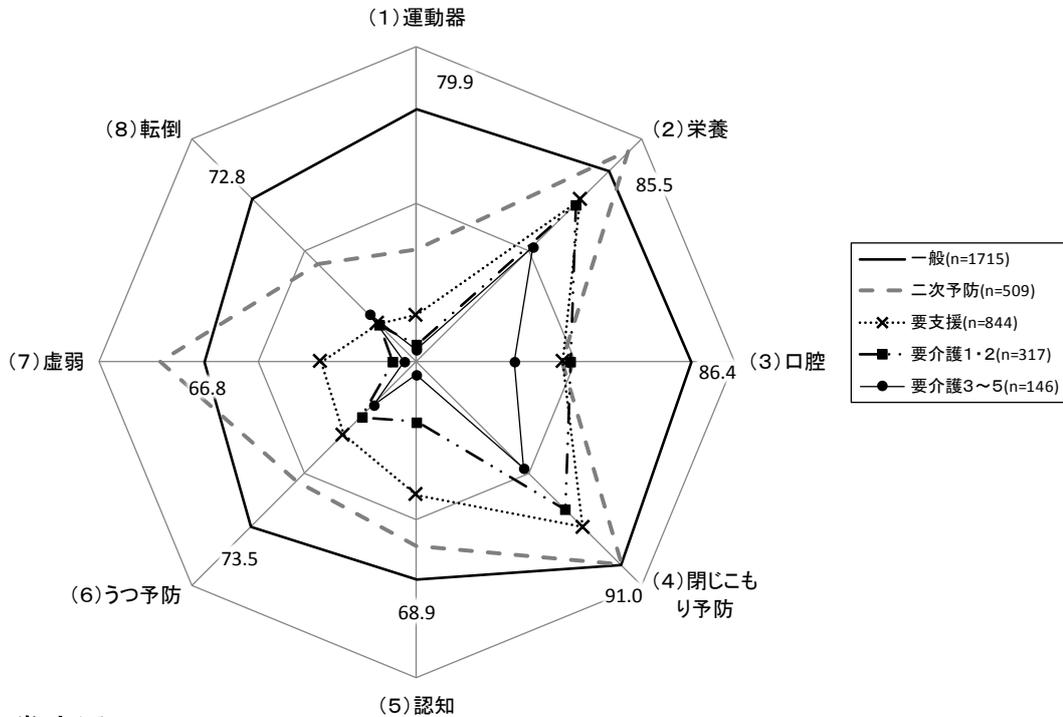


※認定者を除く

自立した日常生活を営む上で必要な8つの機能について、該当する設問の回答状況から指標化し、高齢者の日常生活における生活レベルについて調べています。

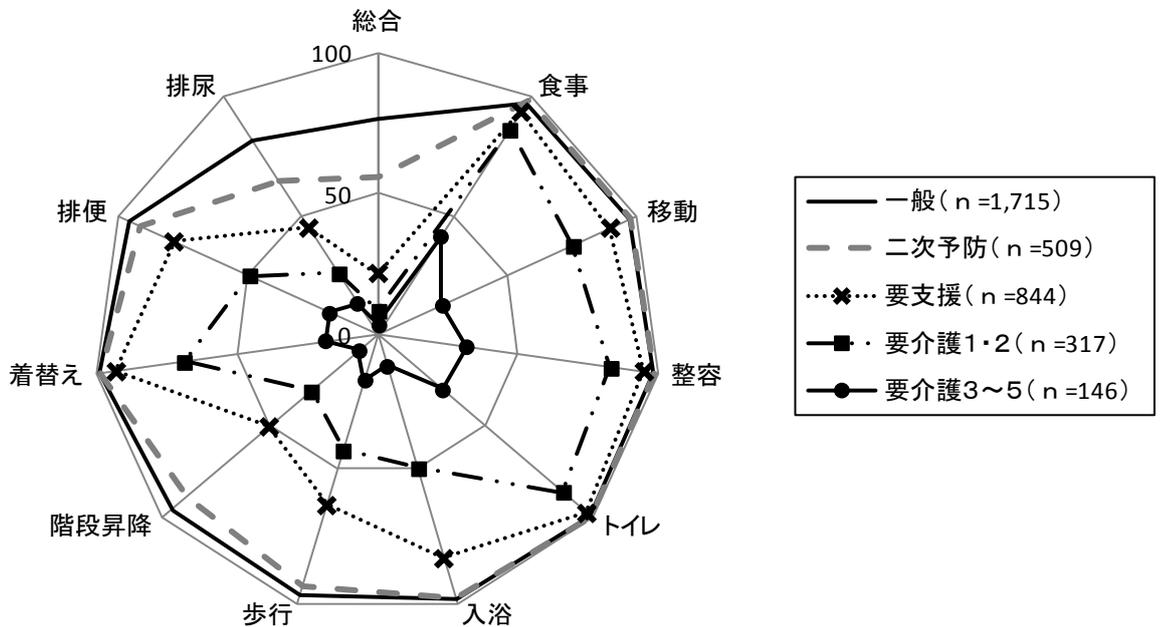
生活機能の各機能についてしてみると、一般高齢者の中にもリスクのある人がいることがわかります。

《生活機能「非該当（リスクなし）」の割合》



④日常生活

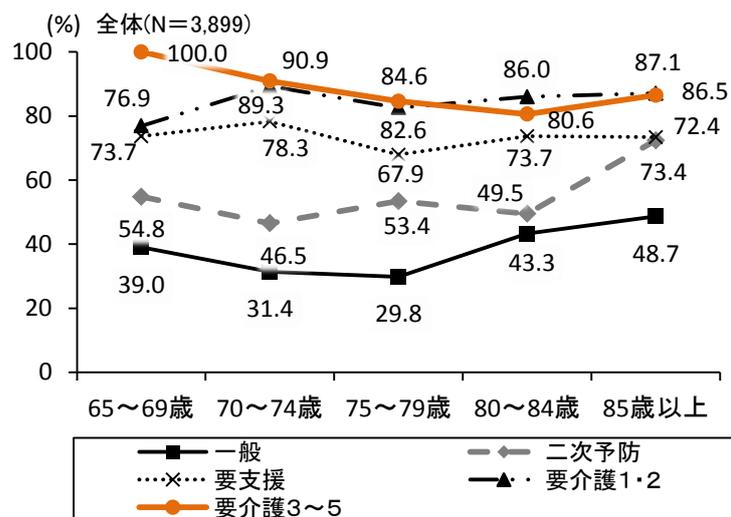
要介護認定者と二次予防対象者の間に位置する要支援認定者についてみると、食事や移動、整容、トイレ、着替えなどは自立の割合が9割以上となっています。しかし、歩行や階段昇降、排便、排尿などはそれらの動作に比べると相対的に低く、二次予防対象者との差が大きくなっており、日常生活動作の中でも、比較的早い時期に低下するものとそうでないものがあることがうかがえます。《ADL（評価項目別自立者割合）》



## ⑤社会参加

「友人の家を訪ねているか」「家族や友人の相談にのっているか」などの社会活動に対する能動性（社会的役割）についてみると、社会的役割が低下している人（低下者）の割合は、いずれの年齢においても、概ね認定が高くなるほど多くなっています。一般高齢者においても3割から4割の人が低下していると判定されています。

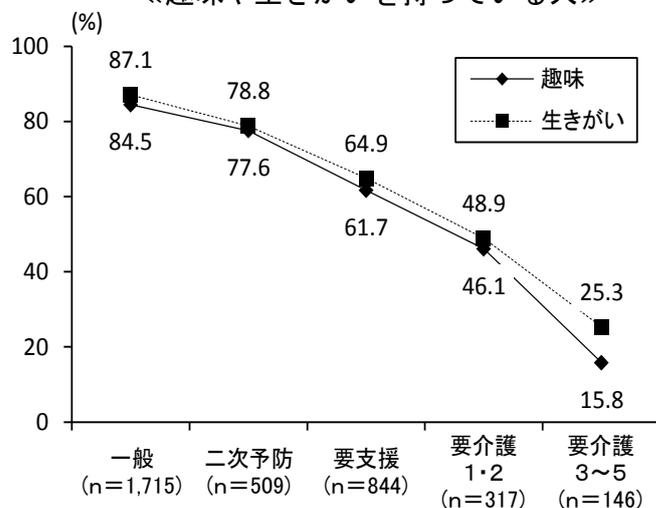
《社会的役割の低下者の割合》



高齢者が生きがいや趣味を通じて他人と積極的に関わることは、閉じこもりやうつ予防の観点からも非常に重要です。

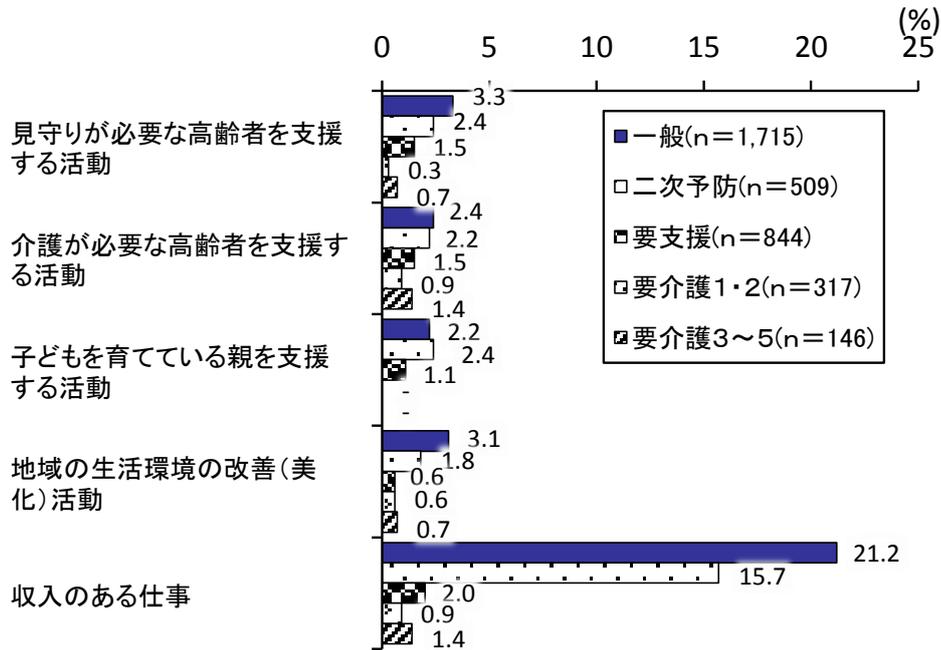
趣味や生きがいを持っていると回答した人の割合は、認定の程度が高くなるほど少なくなっています。また、一般高齢者でも1割強の人が趣味や生きがいを持っていないと回答しています。

《趣味や生きがいを持っている人》



地域活動に週1回以上参加している内容についてみると、一般高齢者と二次予防対象者で「収入のある仕事」をあげた人が2割前後と高くなっていますが、その他はいずれも5%未満にとどまり、低い状況です。

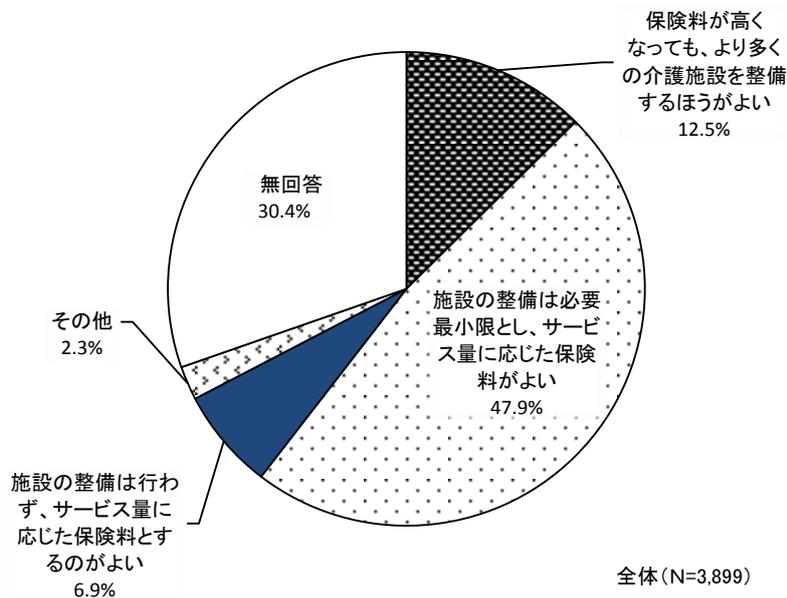
《地域活動への参加状況》



### ⑥保険料施策

介護保険料と施設整備の在り方について尋ねたところ、「施設の整備は必要最小限とし、サービス量に応じた保険料がよい」(47.9%)、「保険料が高くなっても、より多くの介護施設を整備するほうがよい」(12.5%)、「施設の整備は行わず、サービス量に応じた保険料とするのがよい」(6.9%)の順となっています。

《介護保険料と施設整備のあり方》



## (2) 介護サービス事業所調査

### ・調査対象等

平成25年8月から10月までの間に給付実績のある市内のすべての介護サービス事業所について、運営状況を調査しました。

調査区分	対象数	有効回収数	回収率
在宅系サービス	355	296	83.4%
施設系サービス	128	102	79.7%
居宅介護支援	88	80	90.9%
合計	571	478	83.7%

・調査方法 郵送法（郵便による配布・回収）

・調査期間 平成26年1月22日（水）～2月7日（金）

#### ※在宅系サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、福祉用具貸与、福祉用具販売

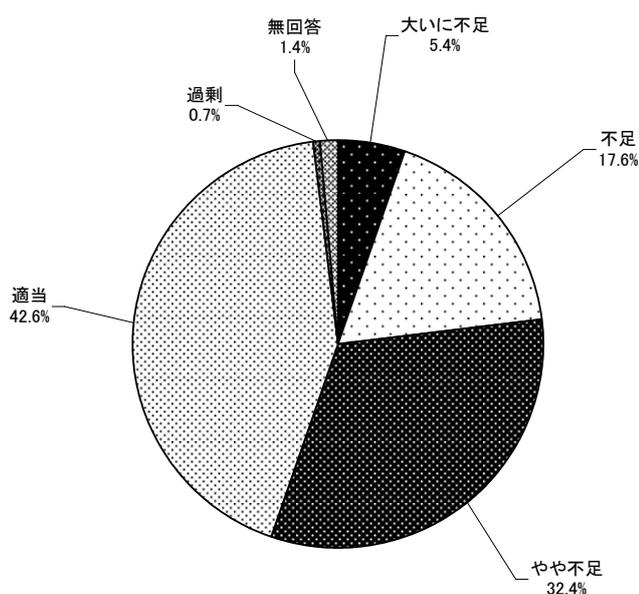
#### ※施設系サービス

短期入所型生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

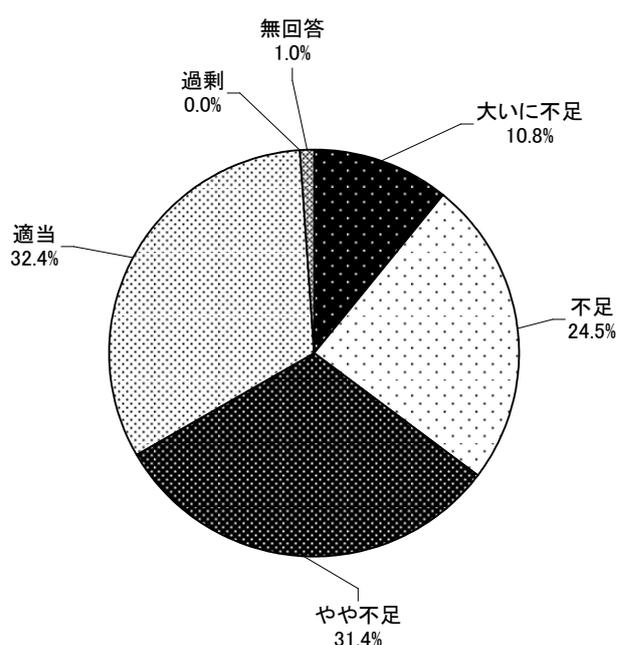
### ①従業者の過不足状況

従業者の過不足状況について「大いに不足」「不足」「やや不足」と回答した事業所が、在宅系サービス55.4%、施設系サービス66.7%となっています。

#### 《在宅系サービス事業所》



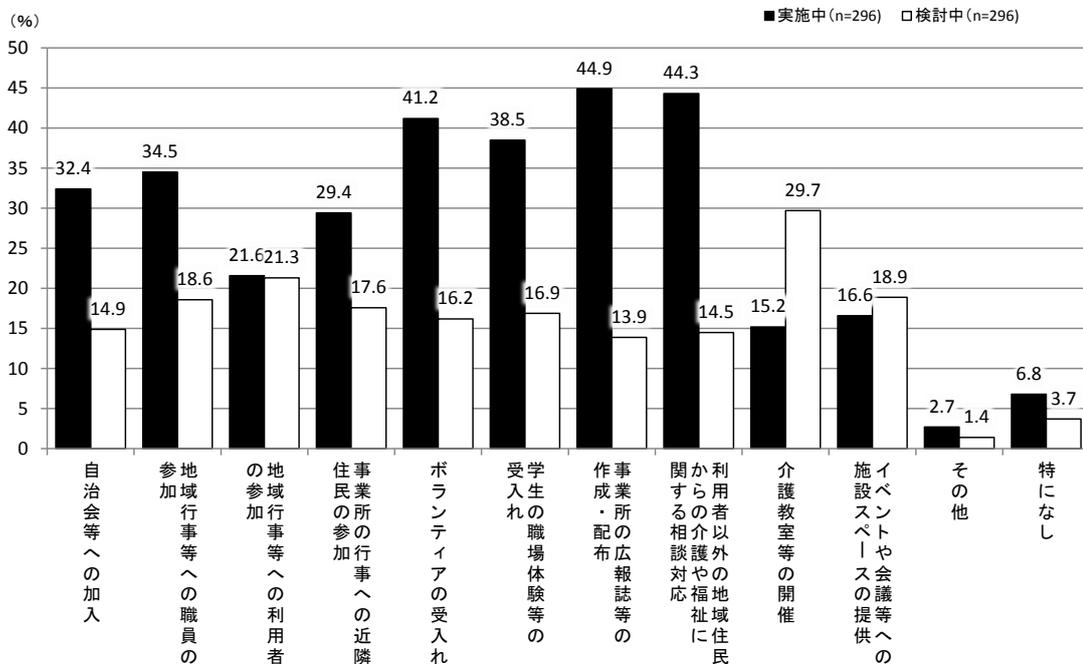
#### 《施設系サービス事業所》



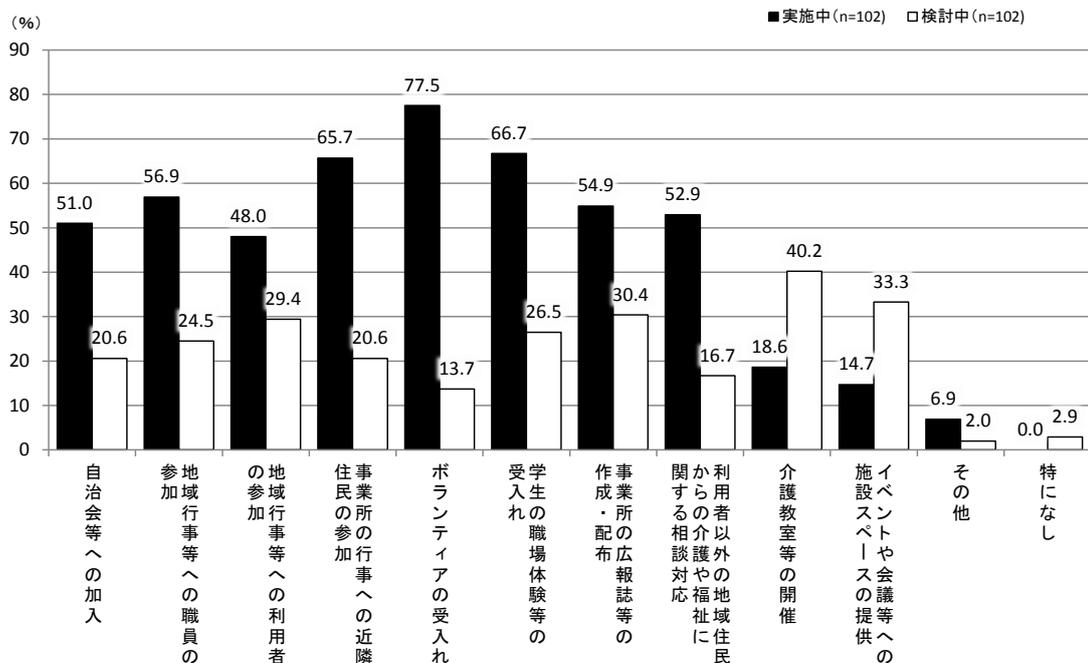
## ②地域との連携の取り組み

「施設系サービス事業所」では、すべての事業所が何らかの「地域との連携の取り組み」を行っています。また、「在宅系サービス事業所」に比べても取り組み率が高くなっています。

### 《在宅系サービス事業所》

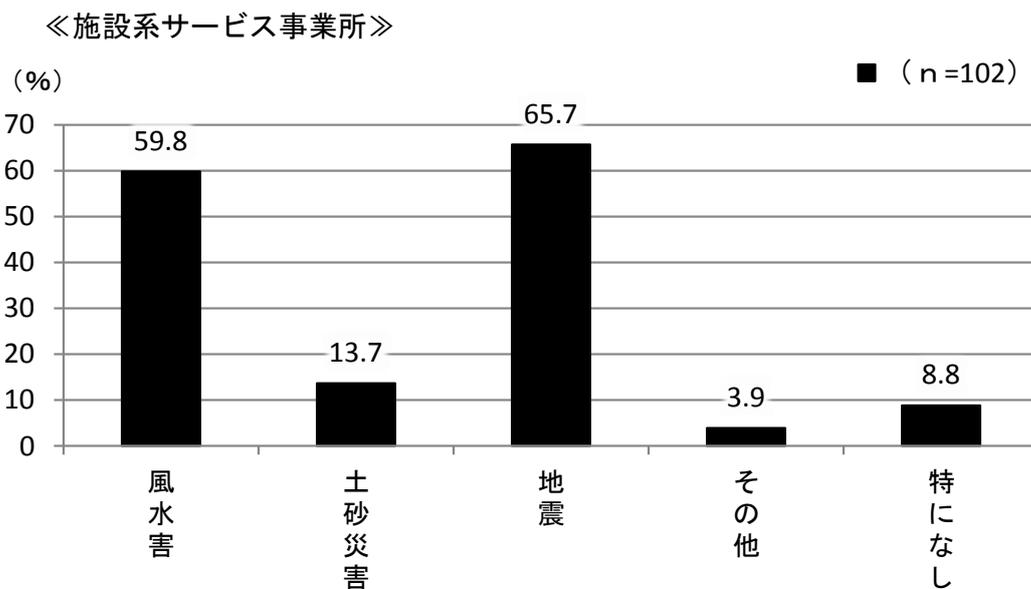
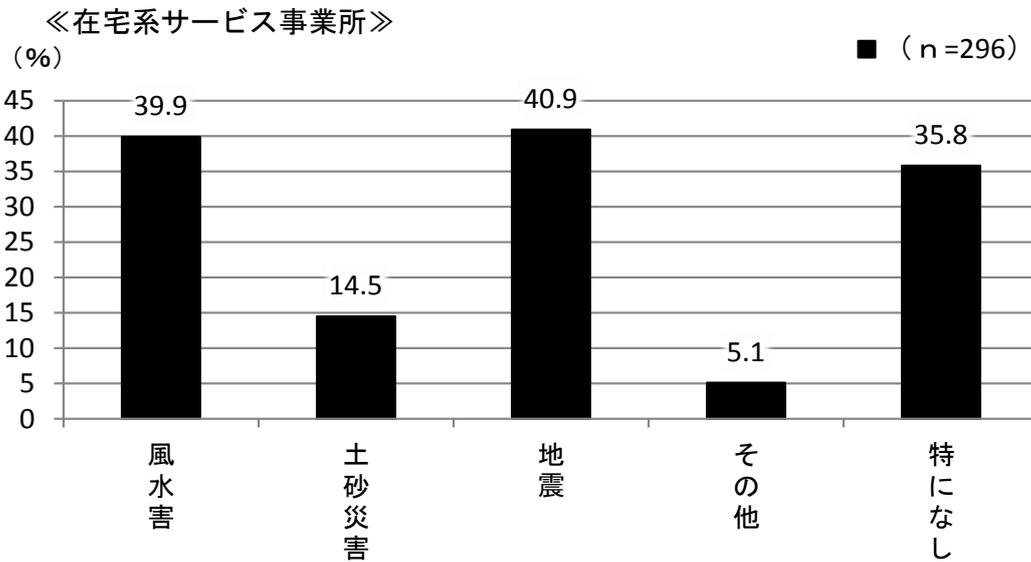


### 《施設系サービス事業所》



### ③火災以外の災害対策実施状況

在宅系サービス事業所において、防火安全対策以外の災害対策はあまり進んでいない状況です。



#### 4. 第5期計画の課題等

第5期計画は「久留米市新総合計画」の理念に沿い、特に高齢者保健福祉分野の施策を推進する観点から「高齢者が輝き、きらめき、いきいきと暮らす都市、久留米」を目指すべき目標として設定しました。この目標を達成するためにさまざまな施策を展開してきた中で、の主な評価と課題は次のとおりです。

##### (1) 施策ごとの評価と課題

###### ①健康づくりと介護予防の推進

###### 1) 健康づくりの推進

健康教育・健康相談（健康増進事業）、特定健康診査・特定保健指導等、血圧改善支援事業

###### 2) 介護予防の推進

通所介護予防事業、地域介護予防活動支援事業

###### 【施策の評価】

- 各種事業の実施により健康づくりを推進し、特に特定健康診査及び特定保健指導については土曜・日曜にも実施するなど参加しやすい環境づくりを図った。しかしながら、特定保健指導においては、利用率は全国、県内に比べ低迷している状況である。
- 各種新規事業の実施により介護予防事業の充実に取り組んだ。特に、通所型・訪問型の二次介護予防事業への参加者は増加傾向にある。

###### 【施策の課題】

- 若年層の健診等に係る受診率向上及び参加促進が課題である。
- 介護予防事業の参加者が、事業後においても介護予防に自主的に取り組んでいくよう促していく必要がある。

###### ②地域包括ケア体制の整備・推進

###### 1) 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の構築

市内7ヶ所の地域包括支援センター運営事業

###### 2) 一人暮らし高齢者及び高齢者世帯に係る在宅生活支援

高齢者配食サービス事業、小地域ネットワーク活動の推進

###### 3) 介護家族への支援の実施

介護用品（紙おむつ）支給事業、家族介護教室の開催

###### 4) 災害時の援護体制

一人暮らし高齢者宅等への防火指導、災害時要援護者の把握・名簿作成

###### 【施策の評価】

- 高齢者やその家族からの総合的な相談対応の実施など、地域における地域包括支援センターの果たす役割の重要性が高まってきている中で、同センターを2カ所増設し、地域住民の心身の健康の保持や生活の安定のための支援を図った。

- 配食サービスや緊急通報システムの貸与等により、高齢者の在宅生活を支援したほか、在宅介護を行っている家族への支援を拡充（介護用品支給事業）するなど、その孤立化防止や負担軽減に努めた。
- 災害時要援護者名簿の作成・共有及び高齢者や介護保険施設等への防火指導の実施により、地域と連携して災害時の避難に支援が必要な高齢者等を支える体制の整備に努めた。

#### 【施策の課題】

- 身近な相談機関である地域包括支援センターの市内11圏域における整備の促進と業務実施体制の整備・充実が課題である。また、地域包括支援センターを中核とし、関係機関・団体、地域が緊密に連携する地域包括ケア体制の構築が課題となっている。
- 在宅生活を支援する事業の充実化へ向けて、ニーズの把握をはじめ事業のあり方について引き続き検討の必要がある。

### ③高齢者の権利擁護

- 1) 虐待防止及び発生時の適切かつ迅速な対応へのネットワーク構築  
地域包括支援センター総合相談、権利擁護事業、高齢者虐待に対する迅速な対応等
- 2) 悪質商法等の犯罪や人権侵害からの保護  
消費者被害の防止と救済に関する啓発事業
- 3) 成年後見制度の普及  
成年後見制度の周知・相談事業、市民後見人の養成講座の開催
- 4) 高齢者の権利擁護等に関する相談支援  
高齢者相談事業、女性の生き方支援のための相談

#### 【施策の評価】

- 地域包括支援センターにおいては、高齢者の権利擁護や虐待に関する相談支援件数は増加傾向にあり、地域における同センターの重要性はますます高まっている。また、地域ケア会議の開催によって地域課題の把握・分析を進め、センター機能の充実・強化を図った。
- 継続的な啓発の実施により、高齢者虐待防止や成年後見制度についての理解を得ることができた。また、久留米市成年後見センターを開設し、成年後見に関する総合相談窓口を開設した。
- 日常生活上問題を抱える高齢者からのさまざまな相談に対応し、関係機関等と連携して問題解決へ向けた支援を行った。

#### 【施策の課題】

- 高齢化の進展等に伴い多様化する相談内容への対応するため、地域包括支援センターを11の日常生活圏域すべてに設置するとともに、その体制を強化していく必要がある。

- 高齢者の権利擁護に関し、地域包括支援センターを含めた体制づくりに取り組むとともに、地域において表面化していない問題や対応が困難なケースが、未だ存在すると考えられ、今後それらをどのように掘り起こし解決していくかが課題である。
- 市民後見人候補者のスキル向上のため、定期的なフォローアップ研修・実務研修の実施が不可欠である。また、市民後見人の個人受任の実現へ向けた取り組みを進める必要がある。

#### ④認知症高齢者とその家族の支援

##### 1) 認知症予防の推進

認知症予防に向けた介護予防事業の実施

##### 2) 認知症高齢者と家族の総合支援

ものわすれ相談、日常生活自立支援事業、医療と介護の連携支援

##### 3) 認知症の啓発推進、サポーター等養成

認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成

##### 4) 認知症高齢者の地域での見守り

地域における見守り活動の推進、SOSネットワーク事業

#### 【施策の評価】

- 新たな事業の開始により、認知症予防に向けた取り組みの充実を図った。
- 認知症サポーター及びキャラバン・メイトの養成を通して、地域において認知症についての理解が着実に広まっている。
- 認知症高齢者の地域における見守りにおいては、SOSネットワークの機能が十分に発揮されていない。

#### 【施策の課題】

- 認知症を身近な場所で早期発見できる体制づくりを検討していく必要がある。
- 養成した認知症サポーター及びキャラバン・メイトを活用し、認知症高齢者を地域で支えあう仕組みづくりが、今後さらに求められる。
- 地域における見守りについては、より効率的・効果的な徘徊情報の伝達に係る経路・手段の見直しが必要であるとともに、関係機関等がさらに連携しながら取り組んでいく仕組みづくりが必要である。

## ⑤生活環境の整備

- 1) 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備  
単身高齢者の住宅確保支援、高齢者住宅改造費の補助、市営住宅のバリアフリー化
- 2) ユニバーサルデザインのまちづくり  
歩道のバリアフリー化、タウンモビリティ事業の実施
- 3) 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備  
生活支援交通の確保

### 【施策の評価】

- 一人暮らし高齢者への市営住宅の入居支援、市営住宅のバリアフリー化により、高齢者が安心して生活できる居住の確保及び環境の改善が推進された。
- 高齢者の多様化する居住ニーズに応じ、その居住の安定を図るため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの適切な運営を促進した。
- 公共施設等のバリアフリー化を促進し、その安全性、快適性の向上に努めた。
- 高齢者が安心して外出し、また住み慣れた地域で安心して生活できるために、中心市街地への外出や生活支援交通の確保に努めた。

### 【施策の課題】

- 賃貸住宅の整備にあたっては、新築を推進していくよりも、既存ストックの活用や既存住宅の除去・活用を前提とした建替えの推進を検討する必要がある。
- 外出や移動に係る支援については利用者が伸びておらず、現行制度等の見直しが必要である。

## ⑥高齢者の積極的な社会参加

- 1) 高齢者の就業促進  
シルバー人材センターを活用した就労機会の確保、中高年の就労に関する相談窓口開設
- 2) 高齢者間及び高齢者と他世代との交流促進  
老人クラブ活動の支援、老人いこいの家の活用促進、21生き生きスクール推進事業における高齢者の活躍の場の提供
- 3) 生涯学習・生涯スポーツの推進  
新たなスポーツを通じた地域の世代間交流の推進、高齢者社会参加促進事業の実施、生涯スポーツの普及・啓発
- 4) 社会貢献活動の促進  
市民活動に関する情報提供等、くるめクリーンパートナー

### 【施策の評価】

- 新たな相談窓口の誘致や事業の拡充により、高齢者の就労支援が促進された。
- 生涯学習やスポーツ、世代間交流の機会や場の提供等の取り組みが、高齢者の生きがいづくりや健康づくりに対する関心を持つきっかけとなっている一方で、老人クラブ数・加入者は減少しており、また、老人いこいの家利用者が固定化している傾向にある。
- 市民活動や地域活動に関する情報発信や活動団体の事例発表の場を設けることで、活動の活性化やきっかけづくりに寄与できた。

### 【施策の課題】

- 高齢者の多様なニーズに応じた就業形態・目的への対応が課題である。
- 高齢者の世代間交流の促進などに向けた老人いこいの家のあり方の検討や老人クラブのさらなる活性化に向けた取り組みが必要である。

## ⑦介護保険事業の円滑な実施

### 1) 介護サービスの質の確保

介護支援専門員・介護サービス従事者研修会の開催、介護相談員による施設等入所者支援

### 2) 給付の適正化への取り組み

介護レセプトのチェック、ケアプランのチェック

### 3) 適正な要介護認定の実施

### 4) 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

認定調査員、地域包括支援センター、ケアマネジャーとの意見・情報交換会

### 5) 介護事業所における防災対策への啓発・指導

### 【施策の評価】

- サービスの質の確保には多方面からの取り組みを行うとともに、給付適正化や適正な要介護認定の実施、介護保険制度の周知・啓発に関してはそれぞれ新たな取り組みを行うことで介護保険事業の円滑な実施に努めた。
- 認定調査に係る関係機関との意見・情報交換を行うことにより、介護保険に係る関係者の連携が強まった。

### 【施策の課題】

- サービスの質向上や給付適正化、介護人材の安定的な確保に対する支援、要介護認定事務の迅速化等に継続して取り組むとともに、高齢者に解りやすい制度周知を図っていく必要がある。
- 介護保険事業の円滑な実施のために、これまで以上の関係機関との意見・情報交換、連携が必要である。

### ⑧介護サービス基盤の整備

施設等への入所待機状況や施設の必要度合等を見定めながら、在宅での生活が困難な高齢者の心身状況や地域の実情を踏まえた適切な施設整備を図った。

・老人福祉施設等整備事業（高齢者福祉施設整備促進事業）

整備施設		整備床数
介護老人福祉施設	目標	145
	実績	145
介護老人保健施設	目標	80
	実績	80（内 60 床は整備中）

・新サービス整備事業（高齢者福祉施設整備促進事業）

整備施設		整備数（事業所数）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	目標	1
	実績	4
複合型サービス	目標	3
	実績	4

### 【施策の評価】

- 計画に沿った施設整備により、在宅での生活が困難な要介護者の居住を確保するとともに、新サービス事業所の整備により、医療ニーズの高い利用者への対応も可能となるなど、さまざまな状態像の利用者に対応可能な在宅・介護サービスの基盤が整備された。

### 【施策の課題】

- 今後の施設整備について以下の点を考慮した上での検討が必要と思われる。
  - ・市内の特養申込者（待機者）数やその状況（要介護度、介護者の有無等）
  - ・個室ユニット化の進展状況
  - ・施設整備が介護保険料、介護保険財政に与える影響
  - ・日常生活圏域ごとの施設のバランス
- 新サービス整備については、目標を超えて整備を行ったが、利用者、家族や介護支援専門員等には未だ十分に認知されているとは言い難い。今後とも周知を図っていく必要がある。

⑨介護保険サービス量の見込み

⑩介護保険料等

介護保険事業の周知・啓発や、事業運営に対する情報公開と相談の充実を図り、地域住民や介護サービス事業者、関係団体と連携し、適正・円滑な事業運営に努めた。

1) 人口推計と実績

第5期計画期間中の人口

(単位:人)

	第5期事業計画期間 推計			第5期事業計画期間 実績		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	302,379	301,350	300,173	305,470	305,933	306,116
40歳以上65歳未満	101,163	100,350	99,276	101,853	101,159	100,238
高齢者数	68,390	70,790	73,407	68,528	71,077	73,412
前期高齢者数 (65歳以上75歳未満)	33,941	35,688	37,783	34,021	35,820	37,591
後期高齢者数 (75歳以上)	34,449	35,102	35,624	34,507	35,257	35,821

※各年度10月時点(平成26年度のみ8月時点)

2) 被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計と実績

第5期計画期間中の被保険者数、要介護認定者数

(単位:人)

		第5期事業計画期間 推計			第5期事業計画期間 実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	第1号被保険者数	68,390	70,790	73,407	68,860	70,911	73,031
	認定率	18.78%	18.06%	18.87%	19.05%	19.47%	19.24%
	要介護認定者数	12,846	13,351	13,850	13,120	13,804	14,050
	要支援1	1,462	1,529	1,594	1,590	1,650	1,659
	要支援2	1,712	1,772	1,836	1,808	1,906	2,026
	要介護1	2,499	2,494	2,483	2,718	2,990	3,061
	要介護2	2,603	2,760	2,921	2,397	2,546	2,645
	要介護3	1,854	1,961	2,068	1,804	1,857	1,876
被保険者 第2号	第2号被保険者数	101,163	100,350	99,276	101,853	101,159	100,299
	認定率	0.35%	0.33%	0.32%	0.38%	0.37%	0.34%
	要介護認定者数	354	335	319	382	377	339

※各年度10月時点(平成26年度のみ5月時点)

### 3) 標準給付費見込額と実績

		第5期事業計画期間 推計			第5期事業計画期間 実績	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度
標準給付額	介護・予防給付費 総額	19,604,177,742	21,494,353,228	22,819,536,645	18,911,708,735	19,727,654,248
	特定入所者介護サービス費等給付額	668,574,513	735,767,777	787,085,534	620,096,275	669,088,200
	高額介護サービス費等給付額	425,882,000	442,106,000	457,893,000	365,021,324	383,123,543
	高額医療合算介護サービス費等給付額	51,900,000	54,953,000	56,914,000	46,803,563	43,954,669
	算定対象審査支払手数	18,219,180	19,797,600	21,493,680	14,840,400	13,590,365
	件数	303,653	329,960	358,228	296,808	316,055
	標準給付費見込額(A)	20,768,753,435	22,746,977,605	24,142,922,859	19,958,470,297	20,837,411,025
地域支援費	地域支援事業費見込額(B)	408,812,000	475,199,000	506,053,000	358,158,871	367,171,817
	標準給付費見込額に対する割合(B)/(A)	2.0%	2.1%	2.1%	1.8%	1.8%
	標準給付費見込額+地域支援事業費見込額(A)+(B)	21,177,565,435	23,222,176,605	24,648,975,859	20,316,629,168	21,204,582,842
	増加率(前年比)	8.9%	9.7%	6.1%	4.4%	4.4%

### (2) 総括

第5期計画は、第3期、第4期の延長線上にあり、2015年の久留米市の姿を見据えた仕上げの期間として位置付けられており、3つの目指すべき久留米市の姿に沿ってその進捗状況評価は以下のとおりです。

#### ①高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるまち

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自立して生活できるよう、在宅及び施設サービスの充実に取り組みました。在宅サービスについては、地域密着型サービスを中心としたサービス基盤の整備や利用の普及に努めました。地域密着型サービスの中には利用率の低いものもあり、サービスに関する情報の周知や利用促進に向けた取り組みが必要です。また、施設サービスについては、第5期計画期間中に介護老人保健施設を80床整備の予定であり、介護老人福祉施設については地域密着型で145床を整備しました。要介護認定者数が増加していく中で、身近な地域での生活が継続できるように、在宅と施設のバランスのとれた基盤整備を行っていく必要があります。

今後も高齢者人口の増加とともに、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されます。支援を必要とする高齢者の方々が住み慣れた地域で生活できるよう、権利擁護の推進や地域で高齢者を見守り支えるための取り組みの充実が必要です。

また、高齢者本人や家族に対する相談・支援のための機関として、平成18年度から地域包括支援センターを設置しています。第5期計画期間中に新たに2カ所を開設し、あわせて7カ所となりましたが、残り4つの日常生活圏域への設置を早期に行う必要があります。

## ②高齢者が生涯現役で、健康に活動的に暮らすまち

高齢者が地域において、いつまでも健康で生きがいを持って暮らしていくために、各種の介護予防事業や健康診査・保健指導などを実施し、高齢者の健康の保持、身体状況の維持向上を図りました。また、市民活動に関する情報提供や発信を行い、高齢者の社会参加促進に取り組みました。

平成 25 年度に実施した実態調査結果によれば、元気な高齢者の約 9 割が趣味や生きがいを持っていますが、身体状況の低下とともにこれらを喪失していく傾向にあります。また、就労や趣味・スポーツなどへの参加に比べると、地域活動やボランティア活動への参加状況は高くありません。

今後、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進していく上で、工夫・改善を行うとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを進め、高齢者の社会参加につなげていく必要があります。

## ③高齢者や家族が「安全」「安心」を感じながら暮らせるまち

高齢者の消費者被害や虐待は後を絶たず、高齢者の安全や安心が脅かされる状況が続いています。このような事件による被害を防止するためには、出前講座、市民向け研修会、介護サービス事業所職員への研修などに加え、相談窓口の周知・広報、相談体制の充実、関係機関との連携による解決に向けた支援を行うことで、早期発見、早期解決に努めていくことが必要です。

高齢者の社会的孤立に関しては、民生委員や老人クラブ、ボランティアによる地域での見守りによる対応の他、異変に気づいた際に速やかに市へ通報を行う「くるめ見守りネットワーク」を多くの事業所の協力によって実施しています。高齢者が安心して生活していくためには、こうしたさまざまなネットワークの重層化を図っていくことが必要です。

## ■第2部 高齢者福祉施策 及び介護保険事業の展開関連

基本理念「**住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち 久留米**」を実現するために、第6期において実施する主な施策（事業）は次のとおりです。

※ ☆印…地域包括ケアシステム構築（本編第1部第4章）に向けた取り組みです。

※ □印…第6期において従来の取り組みを拡充するものです。



# 第1章 健康づくりと介護予防の推進

## 1. 健康づくりの推進

### 【主な施策（事業）】

健康教育・健康相談		【保健所健康推進課・地域保健課】				
事業内容	市民の生活習慣病の予防や健康を増進するために、青年期からの健康教育・健康相談を重点的に実施し、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努める。 【健康教育：健康なるほど講座、お腹まわりスッキリ相談等】 【健康相談：総合健康相談、まちかど栄養・糖尿病予防健康相談等】					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	健康教育（健康なるほど講座）参加者数	人	5,328	5,400	5,400	5,400

心の健康相談		【保健所保健予防課】				
事業内容	さまざまな心の悩みや不安等を持つ人、またはその家族に対し、精神科医による心の健康相談を実施する。（心の健康に関する相談、医療機関受診に関する相談、社会復帰相談、アルコール、思春期、青年期、認知症の相談等）					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	相談件数	件	99	105	110	115

特定健康診査・特定保健指導等		【保健所健康推進課】				
事業内容	生活習慣病予防に有効なメタボリックシンドローム対策を中心とした「特定健康診査」を行い、ハイリスクと思われる人にはその人の状況に応じた「特定保健指導」を行う。					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	特定健康診査受診率	%	33.5	50	55	60

■ウォーキング事業の推進		【保健所健康推進課】				
事業内容	各校区で実施しているウォーキング事業への支援やウォーキングの効果や参加促進のための啓発を行い、市民の自主的な健康づくりを推進する。					

■ラジオ体操の推進		【保健所健康推進課】		
事業内容	ラジオ体操の必要性についての周知やライフステージに応じた啓発、地域における自主的な活動が促進されるための支援を行うことで、ラジオ体操の市民への浸透を図り、健康づくりを推進する。			
指 標	指標の内容	27年度	28年度	29年度
	(事業進捗目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ体操の効果、周知啓発</li> <li>・地域での仕組みづくり、活動団体の支援</li> </ul>		夏季巡回ラジオ体操の誘致

## 2. 介護予防の推進

### 【主な施策（事業）】

介護予防普及啓発事業		【長寿支援課】				
事業内容	<p>筋力向上や脳の活性化、栄養面などさまざまな視点からの介護予防教室や介護予防パンフレット・チラシなどの配布を通じて、介護予防に対する意識啓発やきっかけづくりを行う。</p> <p>また、地域活動を展開しているふれあい・いきいきサロンや老人クラブなどに対して専門職の派遣などを行い、住民自らが介護予防に主体的に取り組む環境づくりに努める。</p>					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	事業参加者数	人	2,481	3,000	3,200	3,400

地域介護予防活動支援事業		【長寿支援課】				
事業内容	介護施設におけるボランティア活動を通じて、高齢者が地域に貢献することを積極的に支援するとともに、社会参加・生きがいづくりのための活動の場を創出することで、自身の介護予防につなげる。					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	よかよか介護ボランティア登録者数	人	114	200	250	300

介護予防把握事業		【長寿支援課】				
事業内容	「基本チェックリスト」(みつめてほシート)等により、生活機能が低下しているおそれの高い高齢者や閉じこもり等の何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防事業等の必要な支援につなげる。					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	基本チェックリスト返信率	%	58.9	60	60	窓口等での把握の実施

通所型介護予防事業		【長寿支援課】				
事業内容	要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の人を対象に、運動機能低下の予防・栄養改善・口腔機能の向上、うつ・閉じこもり予防等の介護予防プログラムを行い、生活機能の維持・改善、生活の質（QOL）の向上を図る。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	事業参加者数	人	500	400	400	介護予防・生活支援サービスへ移行 (51 ページ参照)

訪問型介護予防事業		【長寿支援課】				
事業内容	要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の人で、通所型事業への参加が困難な人について、訪問型介護予防事業を実施する。 〔介護予防訪問相談、介護予防ホームヘルプ、介護予防配食サービス〕					

介護予防事業評価事業		【長寿支援課】				
事業内容	本計画において定める目標値に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。					

★地域リハビリテーション活動支援事業		【長寿支援課】			
事業内容	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するような仕組みづくりを行う。				
指 標	指標の内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	(事業進捗目標)	・ 通いの場等へのリハ職の関与のあり方検討 ・ リハ職が関与できる団体等の把握	地域リハビリテーション事業の実施		

## 第2章 高齢者の積極的な社会参加

### 1. 高齢者の就業支援

#### 【主な施策（事業）】

シルバー人材センター支援事業		【労政課】				
事業内容	働く意欲と多彩な技能・知識・経験を持つ高齢者に対して、高齢者などの日常生活における支援として家事援助を展開するなど、地域社会に密着した短期・臨時的就業を提供し、就業機会の増大・福祉の増進を図ることで、高齢者の社会参加や生きがいづくりに寄与し、活力ある地域社会づくりを進める。					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	会員数	人	1,340	1,380	1,400	1,420

中高年就労支援		【労政課】				
事業内容	久留米市ジョブプラザにキャリアコンサルタント等の資格を持つ就労サポーターを配置し、市民の就労・生活に関する相談に対応する。 また、高齢求職者向けの就職相談窓口である福岡県中高年就職支援センター及び福岡県70歳現役応援センターの出張相談を実施することで、就労支援を推進する。					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	延べ相談数	人	1,772	1,950	2,050	2,150

### 2. 生きがいづくり・仲間づくりの推進

#### 【主な施策（事業）】

老人クラブ活動支援		【長寿支援課】				
事業内容	老人クラブ活動を通じて、高齢者の連携と幅広い社会参加活動を促進するために、老人クラブが行う健康づくり（スポーツや健康づくりの講座等）、生きがいづくり（社会奉仕活動や文化事業奨励、世代間・団体間交流支援等）、地域見守り事業（地域見守りに関する情報提供相談活動等）に必要な経費の一部を助成する。 また、多様化するニーズに対応した活動の充実や加入促進等、老人クラブの活性化のために必要な支援を行う。					

老人いこいの家		【長寿支援課】				
事業内容	高齢者の教養向上及びレクリエーションの場の提供を通じ、健康増進・福祉の向上を図るとともに、地域での生きがいづくり・健康づくり等の拠点として、高齢者はもとより多世代間の交流促進を図る。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	延べ利用人数	人	114,586	115,000	115,500	116,000

小学校コミュニティ・スクール（久留米市版）		【学校教育課】				
中学校コミュニティ・スクール（久留米市版）						
事業内容	高齢者をゲストティーチャーとして学校に招き学ぶ学習や、高齢者とのふれあいを広げ深める学習、高齢者福祉施設等との交流を行う学習等、各学校が創意工夫した特色ある学校づくりを行う活動に対し支援を行うことで、子どもたちが生き生きと学校生活を送れるようにするとともに、学校が生き生きと活性化することを目指す。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	地域活用時間数 (1学級あたり年間平均)	時間	29	35	35	35

### 3. 生涯学習・生涯スポーツの推進

#### 【主な施策（事業）】

えーるピアシニアカレッジ		【生涯学習推進課】				
事業内容	高齢者が健康で生きがいのある社会生活を送れるよう、高齢者の生活課題に関連した講座や、知識、技術を習得する機会を提供するとともに、受講生及び修了生の学校や施設への派遣等自主的な活動の支援を行う。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	受講者数	人	200	220	220	220

高齢者パソコン教室		【生涯学習推進課】				
事業内容	パソコンに触れる機会の少ない高齢者を対象に基本操作を学習する機会を提供し、情報化社会の利便性を理解してもらうことで、社会参加や生きがいづくりのきっかけづくりを支援する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	受講者数	人	30	32	32	32

高齢者社会参加促進事業		【長寿支援課】				
事業内容	高齢者の健康保持、世代間交流の促進、創造意欲の喚起による生きがいづくりのために、ゲートボール、グラウンド・ゴルフやニュースポーツをはじめとするスポーツ大会や、個人の持つ豊かな経験と技術を生かした作品（絵画、書道、手芸・工芸等）を展示する高齢者作品展を開催する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	延べ参加・出品者数	人	1,205	1,300	1,400	1,500

■生涯スポーツの推進		【体育スポーツ課】				
事業内容	ライフステージに応じた市民スポーツが推進されるよう、高齢者をはじめ誰もが気軽に楽しむことができるニュースポーツ等の各種スポーツ教室の開催等に取り組み、市民スポーツ活動を支援する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	スポーツ教室延べ参加者数 (高齢者対象分)	人	100	110	120	130

#### 4. 社会貢献活動の促進

##### 【主な施策（事業）】

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業		【長寿支援課】				
事業内容	高齢者が地域での社会貢献活動を通して、生きがいづくりや健康づくりに取り組めるように、要支援者などに対する家事援助をはじめとした生活支援のやり方やコミュニケーション技術など、地域での活動に関する講座を開催する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	受講者数	人	63	70	75	85

協働ネットワーク形成促進事業		【協働推進課】				
事業内容	市民活動サポートセンターの適正な運営管理に取り組みとともに、ボランティア情報ネットワークでの情報発信、市民活動保険への加入、市民活動情報紙等の発行、協働ネットワーク形成促進事業などの市民活動に関するさまざまな支援を通して、市民活動の活性化を図る。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	ボランティア情報ネットワーク 情報提供団体数	団体	441	460	470	480

事業内容	市民にとって身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化を促進するため、市民等のボランティアによる美化活動を支援する環境美化ボランティア推進事業を実施し、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民等と市が協働して散乱ごみのないきれいな公共空間の創出を図る。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

### 1. 一人暮らし高齢者等への在宅生活支援

#### 【主な施策（事業）】

緊急通報システム貸与事業		【長寿支援課】
事業内容	一人暮らし高齢者で心疾患等の慢性疾患があり、日常生活において常時注意が必要な人や、身体障害者の人で緊急時における対応が困難な人に対して、急病などの緊急時に登録先に通報できる通信機器の貸与を行うことで、緊急時の不安を解消し、生活の安全確保を図る。	

小地域ネットワーク活動の推進		【久留米市社会福祉協議会】				
事業内容	一人暮らしや高齢者世帯等が地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民による支え合い・助け合い活動や地域における福祉の啓発等の推進のために、地区社協の実施する小地域（概ね小学校区）を単位とする要援護者一人ひとりを対象とした見守り・援助活動（ふれあい訪問活動、食事サービス、ふれあい・いきいきサロン）を支援する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	訪問回数	回	106,950	108,000	109,000	110,000

地区ふれあい活動コーディネーターの育成		【久留米市社会福祉協議会】				
事業内容	地域における要支援者の生活課題を発見し、その解決のために必要に応じて地域での生活支援活動や公的福祉サービス等の利用につなげる「地区ふれあい活動コーディネーター」を養成する。併せて、「地区ふれあい活動コーディネーター」の必要性と役割についての理解を深める学習会を実施する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	学習会実施校区数	校区	—	8	8	8

ボランティアセンター運営事業		【久留米市社会福祉協議会】				
事業内容	地域の生活課題を発見し、課題解決に取り組む活動の担い手となるボランティアの活性化と活動への市民参加意識の醸成を図るため、ボランティアセンターの機能を充実するとともに運営を強化する。					

地域における見守り活動の推進		【地域福祉課】
事業内容	地域の皆さんや個人宅を訪問する事業者、行政などの関係機関が協力して、「くろめ見守りネットワーク」に取り組み、地域全体で見守り活動を行い、日常生活における異変を早期に発見し、支援につなげる取り組みを推進する。	

高齢者の交通事故防止		【安全安心推進課】				
事業内容	セーフコミュニティの重点取り組み項目である「高齢者の交通安全」について、事故の予防に重点を置いた各種啓発活動を、関係機関等との連携により展開する。					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	キャンペーン実施回数	回	9	10	11	12

## 2. 介護家族への支援

### 【主な施策（事業）】

家族介護支援事業		【長寿支援課】				
事業内容	在宅で介護を行う家族等に対して、専門家による介護教室の実施や、介護に関する悩みなどについて情報交換や意見交換を行う場を設けるなど、介護者の負担軽減や孤立化防止を図る。					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	家族介護教室参加者	人	104	120	150	200

生活支援ショートステイ		【長寿支援課】			
事業内容	高齢者が在宅生活を送る上において、一時的に養護する必要性が生じた場合及び心身機能の向上等を図る必要がある場合に、短期間、高齢者福祉施設等に入所することにより、本人及びその家族の福祉の向上を図る。				

介護用品支給事業		【長寿支援課】			
事業内容	要介護3以上の非課税世帯の在宅生活者で、常時おむつを使用している人に対し、紙おむつ購入代金の一部として介護用品給付券を交付することで、介護者の介護負担の軽減を図り、在宅での生活の支援を行う。				

### 3. 災害時のための援護体制

#### 【主な施策（事業）】

災害時要援護者の支援		【地域福祉課】				
事業内容	災害発生時に、要援護者の安否確認や避難情報の伝達等を速やかに行うための支援体制構築へ向け、災害時要援護者の名簿登録を進め、関係機関等で名簿情報を共有し、日頃から要援護者の状況把握に努めることで災害時の要援護者に係る人的被害の軽減を図る。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	名簿登録者数	人	4,544	—	8,000	—

一人暮らし高齢者宅等への防火指導		【久留米広域消防本部】				
事業内容	災害時要援護者防火対策の一環として、一人暮らしの高齢者宅及び緊急通報システム設置者宅を訪問し、防火・防災指導等を実施することで、防火・防災意識の向上と居住環境の安全の普及を図り、防火安全対策を推進するとともに、災害時要援護者の状況を把握する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	防火指導件数	世帯	533	600	600	600

介護保険施設等への防火指導		【久留米広域消防本部】				
事業内容	防火安全対策の推進のため、施設責任者及び従業員に対して防火指導を実施し、防火知識の普及啓発及び意識の向上による防火・防災体制の構築を図り、施設利用者の安全を確保する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	防火指導件数	施設	121	120	120	120

#### 4. 生活支援サービスの体制整備

##### 【主な施策（事業）】

★生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置		【地域福祉課】		
事業内容	高齢者の生活支援の担い手となる地域資源の発掘・養成・組織化や、これらと関係機関等とのネットワーク化、地域ニーズの把握等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置する。			
指 標	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
	（事業進捗目標）	関係機関との調整 （コーディネーター人選・配置 時期等）	コーディネーター配置	

★協議体の設置		【地域福祉課】		
事業内容	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、市民公益活動団体、民間企業、住民組織等地域の生活支援サービスに関わる関係者等が参画し、情報交換及び連携・協働による資源開発等を行うための協議体を設置する。			
指 標	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
	（事業進捗目標）	・ 協議体設置へ向けた 調整（準備会の設置） ・ 地域資源の把握	協議体設置	

## 第4章 地域連携による高齢者支援

### 1. 地域包括支援センターの機能の充実・強化

#### 【主な施策（事業）】

■地域包括支援センター運営事業		【長寿支援課】				
事業内容	<p>地域包括支援センター職員（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）が、より身近で機動的に高齢者支援を行うことができるように、すべての日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していく。</p> <p>また、地域包括ケアの中核的機関として、地域の関係機関・団体等とのネットワーク構築を進める。</p>					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	地域包括支援センター設置数	カ所	7	8	9	11

### 2. 地域ケア会議の効果的な運営

#### 【主な施策（事業）】

★地域ケア会議の推進		【長寿支援課】		
事業内容	<p>地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交えて、適切なサービスにつながっていない高齢者の支援や、地域で活動する介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの支援について検討するとともに、それらの個別ケースの課題分析等を行う中で構築される関係者間でのネットワークを通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげることを目指して地域ケア会議を実施する。</p>			
指 標	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
	（事業進捗目標）	地域ケア会議の実施		

### 3. 在宅医療・介護連携の推進

#### 【主な施策（事業）】

★在宅医療・介護連携に向けた資源の把握及び課題抽出と対応の協議				
【保健所健康推進課】				
事業内容	地域の医療・介護サービスに係る関係機関へ調査を行い、社会資源情報の一元的な把握を行うとともに、それらの分析による課題の把握や検討を行う。 また、在宅医療と介護の連携に係る関係機関・団体による協議の場（在宅医療・介護連携推進協議会（仮称））を設け、課題の抽出や対応の検討を行う。			
指標	指標の内容	27年度	28年度	29年度
	（事業進捗目標）	社会資源情報の一元的な把握、分析等	把握した社会資源情報の共有化や公開手法等の検討・協議等	社会資源情報の更新等
		協議会の設置、協議等の実施	・協議会における協議等の実施	

★在宅医療・介護連携に関する相談の受付等				
【保健所健康推進課】				
事業内容	保健所に設置している「在宅医療相談窓口」において、市民からの在宅医療に係る相談受付を行うとともに、医療・介護関係者や地域包括支援センター等からの相談受付や情報提供等を行う「在宅医療・介護連携支援センター（仮称）」の設置に向け、医師会と連携・協議しながら取り組みを進める。			
指標	指標の内容	27年度	28年度	29年度
	（事業進捗目標）	・在宅医療相談窓口での市民からの相談受付 ・「在宅医療・介護連携支援センター（仮称）」の設置に向けた協議・調整等		

★在宅医療・介護連携に向けた情報共有				
【保健所健康推進課】				
事業内容	在宅医療と介護の連携を円滑化するための情報共有ツールの導入について医師会等と連携・協議しながら検討等を行う。			
指標	指標の内容	27年度	28年度	29年度
	（事業進捗目標）	・情報収集及び導入に向けた協議・調整等		

★24 時間 365 日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築・関係者の研修				
【保健所健康推進課】				
事業内容	地域の医療・介護サービス関係者を対象とした各種研修会を実施し、課題の共有化や従事者のスキルアップを図るとともに関係機関の理解や協力を得ながら、緊急時等の連絡体制を含めた 24 時間 365 日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築に取り組む。			
指 標	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
	(事業進捗目標)	各種研修会の実施		
		体制構築の情報収集、研究等	体制構築に向けた関係機関との協議・調整等	

★地域住民への普及啓発				
【保健所健康推進課】				
事業内容	在宅医療・介護サービスに関する講演会の開催などの実施により、市民への在宅医療・介護連携に関する理解の促進を図る。			
指 標	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
	(事業進捗目標)	市民公開講座、出前講座の実施		

★二次医療圏内・関係市区町村の連携				
【保健所健康推進課】				
事業内容	二次医療圏内の病院から退院する事例等に関し、退院後の円滑な在宅医療・介護サービスの提供や、その連携・情報共有の方法等について、関係自治体による協議や調整等を行う。			
指 標	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
	(事業進捗目標)	情報収集、協議・調整等		

## 第5章 認知症施策の推進

### 1. 認知症に関する普及・啓発

#### 【主な施策（事業）】

認知症講演会の開催		【長寿支援課】		
事業内容	認知症の予防・早期発見・早期対応の必要性や地域で認知症の人やその家族を支援する取り組みなどをテーマに、市内3地域において講演会を開催する。 また、隔年で認知症シンポジウムを開催し、市内全域において認知症の普及・啓発を図る。 ※平成27年度と平成29年度は認知症シンポジウムを開催。			
指 標	指標の内容	27年度	28年度	29年度
	認知症講演会参加者数	700	250	700

★認知症ケアパスの作成		【長寿支援課】		
事業内容	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかといった、認知症の人の状態に応じた標準的なサービス提供の流れを示す「認知症ケアパス」（パンフレット等）の作成に取り組む。			
指 標	指標の内容	27年度	28年度	29年度
	（事業進捗目標）	作成	—	

### 2. 認知症の人やその家族への支援

#### 【主な施策（事業）】

★認知症地域支援推進員の配置		【長寿支援課】		
事業内容	医療機関や介護サービス事業者、認知症サポーターなどの地域において認知症の人を支援する関係者間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族からの相談に応じる、認知症地域支援推進員（認知症に関する知識を有する専門職）を配置し、認知症に関する相談体制の強化を行う。			
指 標	指標の内容	27年度	28年度	29年度
	（事業進捗目標）	認知症地域支援推進員の配置総数		
		5人	9人	11人

★認知症初期集中支援チームの設置		【長寿支援課】		
事業内容	受診拒否等により認知症の受診に結びつかない人に、家庭訪問、アセスメント、家族支援等を行うことで、適切な医療・介護サービスにつなげるとともに、症状の初期の段階に集中的な支援を実施する『認知症初期集中支援チーム』を設置する。			
指 標	指標の内容	27 年度	28 年度	29 年度
	(事業進捗目標)	設置場所や認知症サポート医の養成等、医師会をはじめとした関係機関と協議を行う。	初期集中支援チームの設置  1 チーム	

■認知症ケア向上推進事業		【長寿支援課】				
事業内容	介護サービス事業所のケアスタッフ等を対象とした、認知症の人への支援方法についての研修の開催や、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である『(仮称) 認知症カフェ』のあり方の検討を行うなど、認知症高齢者が尊厳をもってケアを受けられる環境を整備する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	研修会参加者数	人	33	100	100	100

ものわすれ相談		【長寿支援課】		
事業内容	認知症高齢者や認知症高齢者を介護する家族、また、認知症の不安を抱く高齢者本人または家族に、認知症に関することから介護保険サービス、医療機関、地域資源の紹介・助言等、窓口と電話により相談に対応し支援する。  また、治療の必要が認められる場合は、専門医療機関の紹介や連携をすることにより、認知症の早期発見・対応につなげ、重症化を防ぐことでその人らしい生活の継続を図る。			

ものわすれ予防検診		【長寿支援課】				
事業内容	久留米大学との協働により、軽度認知症（MCI）の高齢者の早期発見を目的とした『ものわすれ予防検診』を実施し、早期治療につなげることで認知症の重症化予防を図る。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	受診者数	人	93	95	95	95

### 3. 地域での支え合い体制づくり

#### 【主な施策（事業）】

認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成		【長寿支援課】				
事業内容	認知症について正しく理解し、地域において認知症の人やその家族を見守り支える「認知症サポーター」を養成する。また、地域・職域団体等において「認知症サポーター」の講師役となる「キャラバン・メイト」を養成する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	認知症サポーター 養成人数（累計）	人	7,326	11,000	13,000	15,000

SOSネットワーク事業		【長寿支援課】				
事業内容	認知症等による徘徊高齢者の捜索願が警察に出された場合に、各協力団体との連携や福岡県の防災メール「まもるくん」をはじめとしたネットワークを活用し、認知症等による徘徊高齢者の速やかな発見・保護に取り組む。 また、警察に保護された徘徊高齢者等を速やかに家族のもとへ送り届けるため、「徘徊高齢者等あんしん登録制度」を推進する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	あんしん登録制度 新規登録者数	人	22	30	30	30

## 第6章 高齢者の権利擁護

### 1. 成年後見制度の普及

#### 【主な施策（事業）】

成年後見・相談事業		【長寿支援課】
事業内容	講演会や出前講座の開催を通して成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、制度に関する相談や利用支援を行うことで、当該制度を必要とする高齢者等の権利擁護の促進を図る。	

成年後見推進事業		【長寿支援課】
事業内容	<p>認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分となった人が成年後見制度を適切に利用できるよう、関係機関と連携しながら成年後見センターの運営に取り組む。</p> <p>また、市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう支援し、成年後見制度の利用促進を図る。</p>	

### 2. 虐待防止及び対応へのネットワーク構築

#### 【主な施策（事業）】

地域包括支援センター総合相談、権利擁護事業		【長寿支援課】
事業内容	高齢者やその家族からの医療・介護・保健・福祉等に関する相談をはじめ、虐待などの高齢者の権利擁護に関する相談を総合的に実施し、必要に応じて各専門機関と連携して課題解決に向けた支援を行う。	

高齢者虐待防止推進		【長寿支援課】				
事業内容	高齢者の虐待に関する相談・支援などの対応を行うとともに、養介護施設職員や民生委員、市民に対して高齢者虐待防止のための研修会の実施等の啓発事業を行い、高齢者の権利擁護を推進し、養護者への支援を行う。また、セーフコミュニティを推進する上で、「高齢者の安全」の分野における重点項目である「虐待防止」に取り組む。					
指標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	虐待発生率 (発生件数/高齢者人口)	%	0.09	0.09	0.08	0.07

### 3. 高齢者の権利擁護等に関する相談支援

#### 【主な施策（事業）】

消費者被害の防止と救済		【消費生活センター】				
事業内容	多種、多様化する消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、「出前講座」「くらしのカレッジ」等の事業を展開し、消費者の知識向上の一助とするための機会を提供する。また、被害者となった市民に対しても、早急に解決に導くための的確な相談対応と消費生活センターの認知度向上に努める。					
指標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	講座受講者数	人	1,652	2,000	2,000	2,000

高齢者相談事業		【広聴・相談課】				
事業内容	高齢者の日常生活での困りごとや心配事の早期解決に向けて、各種支援制度や窓口等の情報の収集・活用を行い、関係部局との連携した相談事業を実施する。					

女性の生き方支援のための相談		【男女平等推進センター】				
事業内容	虐待・DV等の深刻な事案を含むさまざまな問題を抱える高齢の女性に対し、問題の解決に向けて、「相談関係機関ネットワーク会議」における各関係機関の連携の下に相談事業を実施し、本人への支援を行う。					

日常生活自立支援事業		【久留米市社会福祉協議会】				
事業内容	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支障のある人に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等のサービスを提供することで、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。					

## 第7章 生活環境の整備

### 1. 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備

#### 【主な施策（事業）】

市営住宅のバリアフリー化		【住宅政策課】				
事業内容	高齢者や障害者をはじめとした全ての人が安心して暮らし続けられるよう、市営住宅の新築や建替、リフォームによる段差解消、手すり・エレベーターの新設等のバリアフリー化を推進する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	新築市営住宅（バリアフリー）完成	戸	161	154	H27 年度に計画の見直しを図るため未定	

一人暮らし高齢者の住宅確保支援		【住宅政策課】				
事業内容	住宅の確保が難しい一人暮らし高齢者の住宅確保を支援するため、単身者向けの市営住宅の募集を実施し、生活基盤の柱となる「住まい」の安定した提供を行う。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	単身者向け市営住宅募集戸数	戸	25	30	30	30

地域優良賃貸住宅の整備		【住宅政策課】				
事業内容	子育て世帯、高齢者世帯や障害者世帯等の居住の安定と中心市街地の居住推進を図るため、賃貸住宅の建設費の一部を助成し、民間事業者等による良質な賃貸住宅の供給を促進する。（平成 27 年度の住生活基本計画見直しに伴い、事業内容の見直しを図る）					

サービス付き高齢者向け住宅		【住宅政策課】				
事業内容	高齢者の居住の安定を図るため、バリアフリー構造等を有し、緊急時対応・安否確認、生活相談等のサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」についての情報提供を行うとともに、入居者の安全・安心の確保のため、適正な管理・運営へ向けた指導・助言を行う。					

有料老人ホーム		【長寿支援課】				
事業内容	高齢者のための良質な住まいの確保を図り、入居者が安全・安心に過ごすことができる環境を整備するため、食事の提供や生活相談等のサービスを提供する「有料老人ホーム」の情報提供、適正な管理に向けた指導・助言を行う。					

高齢者住宅改造費の補助【介護保険課】	
事業内容	要介護認定を受けた高齢者の自立支援及び日常生活の利便性の向上や、介護者の負担軽減を図るため、住宅改造費用の一部を助成する。

## 2. ユニバーサルデザインのまちづくり

### 【主な施策（事業）】

ユニバーサルデザインの視点から公共施設等の整備、バリアフリー化【建築課】	
事業内容	高齢者や障害者をはじめとしたすべての人が、安全で快適に利用できるよう、多目的トイレの設置、段差の解消、滑りにくい床材の使用、手摺の設置等、ユニバーサルデザインの視点から、公共施設等の整備、バリアフリー化に取り組む。

歩道のバリアフリー化		【生活道路課】				
事業内容	高齢者や障害者をはじめとしたすべての人が、移動の際に利便性及び安全性が確保されるようバリアフリー対策を推進することで、安全で快適に通行できる空間を「バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業新10箇年実施計画書」に基づき整備する。					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	整備路線	路線	4	3	1	1
						※前年度から事業継続

■公共交通のバリアフリー化		【交通政策課】				
事業内容	高齢者や障害者をはじめとする全ての人が、安全・快適で安心して暮らせる交通体系をつくるため、誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入支援等を行い、人にやさしい交通サービスの提供に努める。					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	ノンステップバス 新規導入台数	台数	—	1	1	1

タウンモビリティ事業		【商工政策課】				
事業内容	高齢者や障害者等を対象として送迎や介添えを行い、また、車いすや電動スクーター、ベビーカー等の貸し出しを行う等、中心市街地への外出や買い物、まちあるき等をサポートする。					

### 3. 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備

#### 【主な施策（事業）】

■生活支援交通の確保		【交通政策課】				
事業内容	公共交通の利用が不便な地域に住む高齢者などの移動制約者であっても、日々の買物や通院等が可能となり、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、公共交通により移動できる手段の確保及び環境の整備を図る。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	よりみちバス 新規導入地域数	地域	—	2	2	2

## 第 8 章 介護保険事業の円滑な実施

### 1. 介護予防・生活支援サービス事業への円滑な移行

#### 【主な施策（事業）】

★介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）		【介護保険課】		
事業内容	要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、雇用労働者が行う緩和した基準で行うサービス、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行う予防サービス、移動支援など、要支援者等に対し、地域の実情に応じた洗濯・清掃等の訪問型による日常生活上の支援を提供する。			
指 標	指標の内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	(事業進捗目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスの主体となる団体の活動状況の把握や育成</li> <li>・ 制度設計（サービス内容や料金など）</li> <li>・ 関係団体への情報提供や市民への周知</li> </ul>		介護予防・生活支援サービスの事業開始

★介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）		【介護保険課】		
事業内容	要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、雇用労働者が行う緩和した基準で行うサービス、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行う予防サービスなど、要支援者等に対し、地域の実情に応じた機能訓練や通いの場等の通所型による日常生活上の支援を提供する。			
指 標	指標の内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	(事業進捗目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスの主体となる団体の活動状況の把握や育成</li> <li>・ 制度設計（サービス内容や料金など）</li> <li>・ 関係団体への情報提供や市民への周知</li> </ul>		介護予防・生活支援サービスの事業開始

★介護予防・生活支援サービス事業（生活支援サービス）		【介護保険課】		
事業内容	要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、地域における自立した日常生活の支援のため、要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守り、訪問型サービス・通所型サービスの一体的な提供などを行う。			
指 標	指標の内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	(事業進捗目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間サービスの状況把握</li> <li>・ 既存事業の活用検討</li> <li>・ 市民等への周知</li> </ul>		介護予防・生活支援サービスの事業開始

★介護予防・生活支援サービス事業（介護予防支援事業（ケアマネジメント））  
【介護保険課】

事業内容	要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、介護予防支援同様、要支援者等に対するアセスメントを行いケアプランの作成によって、心身の状況等に応じて、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う。			
指 標	指標の内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	(事業進捗目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施体制の検討</li> <li>・ 関係団体への情報提供</li> </ul>		介護予防・生活支援サービスの事業開始

2. 介護サービスの質の確保

【主な施策（事業）】

介護支援専門員（ケアマネジャー）・介護サービス従事者研修会【介護保険課】						
事業内容	<p>①新人ケアマネジャー研修の開催 実務経験の浅いケアマネジャーに対して、久留米市の介護保険の状況や介護予防の考え方及び実務に関する研修を行うことにより、市民への良質なケアプランの提供に資する。</p> <p>②集団指導及び新規指定オリエンテーションの実施 年1回市内の全事業所に対して行う集団指導及び毎月新規指定事業所に対して実施する新規指定オリエンテーションにおいて、基準や報酬以外にも、計画に沿ったサービスの提供（介護サービスの質の向上）や高齢者虐待・身体拘束廃止等の人権擁護に関する内容について説明や情報提供を行い、管理者やサービス提供の責任者に意識の徹底を図る。</p>					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	研修会等参加者数	人	509	584	584	584

介護相談員による施設等入所者支援【介護保険課】						
事業内容	市内の介護保険施設を介護相談員が2人1組で訪問し、利用者や家族の介護に関する相談に応じ、助言や施設側との意見交換等により、サービスの質向上に努める。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	派遣対象事業所数	事業所	58	75	75	75

実地指導等による質の確保		【介護保険課】
事業内容	実地指導の実施により、介護サービス事業の適正運営やリスクマネジメントの考え方、個人情報の取扱等のコンプライアンス（法令遵守）についての意識啓発を促す。また、監査事案が発覚した際には、速やかに監査を実施し、悪質な事例には処分を行うことにより、介護サービスの質の確保に努める。	

介護人材の安定確保支援事業		【介護保険課】
事業内容	介護人材の確保対策は国においても喫緊の課題とされており、新たな財政支援制度の対象事業として位置付けられている。このような国の事業を活用しながら、介護人材の安定確保の支援に取り組む。	

介護人材の育成・定着支援事業		【介護保険課】
事業内容	介護人材の育成と定着率向上を図るため、キャリアに応じた職員研修や情報交換会等への支援を行う。	

### 3. 給付の適正化への取り組み

#### 【主な施策（事業）】

ケアプランのチェック		【介護保険課】				
事業内容	サービス利用者一人ひとりの心身状況・家庭状況に応じた適正なケアプラン作成のため、ケアプランチェックを通して、介護支援専門員等が自立支援や介護保険制度への理解を深めるよう指導することにより、給付の適正化を目指す。					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	ケアプランチェック対象事業所数	事業所	24	24	24	24

介護レセプトのチェック		【介護保険課】				
事業内容	国民健康保険団体連合会の審査支払等のシステムにより給付の整合性について確認するために情報提供がなされたものについて、事業所への確認を行い、算定誤りが確認された場合は、過誤処理を行うことにより、給付の適正化を図る。					
指 標	指標の内容	単位	25年度	27年度	28年度	29年度
	介護レセプトのチェック	回	2	12	12	12

住宅改修及び福祉用具の点検		【介護保険課】				
事業内容	住宅改修の実施又は福祉用具の利用に際し、受給者の実態確認や訪問点検等を通じて、受給者の状態にそぐわない不適切・不要な住宅改修、福祉用具を排除するとともに、受給者の身体の状態に応じた住宅改修、福祉用具を推進する。					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	住宅改修・福祉用具の点検	件	—	48	48	48

#### 4. 適正な要介護認定の実施

##### 【主な施策（事業）】

関係機関との連携強化のための研修会等の実施		【介護保険課】				
事業内容	<p>要介護認定の資料である認定調査票及び主治医意見書について、関係機関との情報交換等を行うことにより、正確で迅速な資料の作成を促し、適正な要介護認定の実施を図る。</p> <p>①認定調査員等合同研修 介護認定に係る認定調査員や地域包括支援センター等の関係機関・関係者合同の研修を実施するとともに情報交換の場を設ける。</p> <p>②主治医意見書作成に係る説明会 主治医意見書は、二次判定の重要な資料であることから、的確な意見書が作成されるよう、その意義を含めて主治医からの情報の重要性について、関係団体と連携して説明会を実施するなどして周知を図る。</p>					
指 標	指標の内容	単位	25 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	合同研修会参加者数	人	48	40	50	50

正確な認定調査（訪問調査）の実施		【介護保険課】				
事業内容	認定調査（訪問調査）については、調査に従事する職員の研修及び事例検討会を引き続き実施し、より一層の調査の平準化を図る。また、新規申請時の調査の充実に取り組む。					

介護認定審査会の円滑な運営		【介護保険課】				
事業内容	認定審査会は、公平・公正性の確保が求められる機関であることから、審査会委員の研修等を行い、委員間の審査判定基準の平準化を図り、適正かつ円滑な認定審査会の運営に努める。					

## 5. 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

### 【主な施策（事業）】

介護保険制度の周知・啓発		【介護保険課】
事業内容	<p>認定の仕組みやサービスの利用方法、保険料等の介護保険制度について、市民により分かりやすく伝わるよう、広報誌や各種パンフレットの内容や出前講座や認定調査等の機会の活用など、情報提供の方法や機会について随時検討を重ねていく。併せて、地域の高齢者と関わる機会の多い関係者（地域包括支援センターの職員やケアマネジャー、民生委員等）に対する研修や説明会を通じて、制度改正や介護保険事業の運営状況等に関する情報提供を行い、高齢者や家族に新しい情報が伝わるように努める。</p> <p>特に情報不足になりがちなひとり暮らし高齢者等に対しては、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター、認定調査員等が連携し、心身の状況に応じて必要な情報の提供に努める。</p>	

市民からの相談受付体制の拡充		【介護保険課】
事業内容	<p>市の相談窓口や地域包括支援センターにおいて適切な相談・支援を行うほか、同センターの相談機会・窓口の拡充を進めていく。</p>	

苦情対応体制の充実		【介護保険課】
事業内容	<p>保険者として、また、市民にもっとも身近な窓口として介護サービス利用者等からの苦情に迅速・丁寧に対応する。</p> <p>さらに、寄せられた苦情等の内容を分析し、介護保険事業の充実に反映させていく。</p>	

## 6. 介護サービス事業所における防災対策への啓発・指導

本編記載のとおり

## 第9章 介護サービスの見込量と保険料

### 1. 介護サービス基盤の整備方針

#### (1) 施設・居住系サービス

本編記載のとおり

#### (2) 居宅介護サービス

本編記載のとおり

#### (3) 地域密着型サービス（施設・居住系を除く。）

本編記載のとおり

(参考) 市内の地域密着型サービス事業者指定状況（H27年1月1日現在）（休止含む。）

圏域	小学校区	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 通所介護	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	複合型サービ ス	グループホーム	地域密着型特別 養護老人ホーム
A	西国分・東国分	4	1			5	1
B	荘島・日吉・篠山・南薫・長門石	6	1	1		3	
C	南・津福	2				2	1
D	京町・鳥飼・金丸	3	1	1	1	2	1
E	御井・合川	3				5	
F	上津・高良内・青峰	1	1		1	3	1
G	小森野・宮ノ陣・北野・弓削・大城・金島	6	3	2	1	7	3
H	船越・水分・草刈・川会・竹野・水縄・田主丸	1				2	
I	城島・下田・青木・江上・浮島・犬塚・三猪・西牟田	4	4			12	1
J	荒木・安武・大善寺	6	1		1	4	2
K	山川・山本・草野・善導寺・大橋	3	1			2	2
計		39	13	4	4	47	12

## 2. 介護保険サービス等の見込量の推計

第6期（平成27年度から29年度）事業計画期間の介護保険サービス量については、以下の手順によって施設・居住系サービスと在宅サービス等の見込量を推計します。

### 【ステップⅠ】被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計

近年の実績を基に性・年齢別の人口、被保険者数を推計する。



近年の実績を基にして、要支援・要介護度別に将来の要介護認定者の出現率（高齢者数に対して要介護者の発生する割合。以後、「認定率」という）を設定し、被保険者数推計に乗じて、要介護認定者数を推計する。

### 【ステップⅡ】施設・居住系サービスの見込量の推計

近年の実績やサービスの供給動向を考慮して、計画期間内の施設・居住系サービスの利用者数を推計する。

### 【ステップⅢ】在宅サービス等（施設・居住系を除くサービス）の見込量の推計

【ステップⅠ】で推計した要支援・要介護認定者数から、【ステップⅡ】で推計した施設・居住系サービスの利用者数を差し引いて、在宅サービス対象者数を推計し、近年の実績から要支援・要介護認定者に占める在宅サービス利用率を見込んだものを在宅サービス対象者数に乗じて、在宅サービス利用者数を推計する。



近年の実績から各サービス別の1月あたり利用回数（日数）を推計し、これに12月を乗じて、在宅サービス等の見込量を推計する。

以降にお示しする推計値は、計画素案作成時点において推計したものであり、利用実績の更新などにより、最終的な推計値を算出していくことになります。

## (1) 人口推計

第6期計画期間の人口推計をコーホート要因法により行いました。

第5期・第6期計画期間中の人口

(単位:人)

		第5期事業計画期間			第6期事業計画期間		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口		305,470	305,933	306,240	306,089	305,938	305,787
40歳以上65歳未満		101,853	101,159	100,152	99,880	99,608	99,336
高齢者数		68,528	71,077	73,857	75,304	76,751	78,198
	前期高齢者数 (65歳以上75歳未満)	34,021	35,820	37,945	38,586	39,227	39,868
	後期高齢者数 (75歳以上)	34,507	35,257	35,912	36,718	37,524	38,330

※各年度10月1日時点 平成26年度までは実績、平成27年度以降は推計値

## (2) 被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計

第5期・第6期計画期間中の被保険者数、要介護認定者数

(単位:人)

		第5期事業計画期間			第6期事業計画期間		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号被保険者数		68,246	71,167	73,481	75,304	76,751	78,198
認定率		19.1	19.3	19.4	19.7	20.2	20.7
要介護認定者数		13,054	13,752	14,225	14,847	15,486	16,165
	要支援1	1,576	1,662	1,635	1,715	1,797	1,881
	要支援2	1,785	1,906	2,075	2,190	2,306	2,424
	要介護1	2,740	2,960	3,115	3,330	3,553	3,784
	要介護2	2,387	2,528	2,698	2,823	2,952	3,093
	要介護3	1,802	1,856	1,902	1,939	1,977	2,015
	要介護4	1,405	1,451	1,453	1,488	1,524	1,568
	要介護5	1,359	1,389	1,347	1,362	1,377	1,400
第2号被保険者数		382	378	326	324	321	319
認定率		0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
要介護認定者数		13,436	14,130	14,551	15,171	15,807	16,484

※各年度9月末時点 平成26年度までは介護保険事業状況報告実績。ただし、第2号被保険者数のみは各年度10月1日時点の住民基本台帳人口実績。平成27年度以降は推計値

※端数処理の関係上、合計は各区分の合算値と一致しない場合があります。

### (3) 施設・居住系サービスの見込量の推計

施設・居住系サービス量については、施設整備方針を踏まえ、サービス種類ごとに利用量を推計します。

#### ① 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

第6期計画期間中には、新たな整備を行わない（介護療養型医療施設は、制度上新たな整備が認められていない）という計画のもとに、第5期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

#### ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特養）

第6期分として、新たに145床の整備を行うという計画のもとに、第5期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

#### ③ 認知症対応型共同生活介護

第6期分として、新たに54床の整備を行うという計画のもとに、第5期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

#### ④ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

第6期計画期間中には、新たな整備を行わないという計画のもとに、第5期の利用状況を踏まえて利用者数を推計しています。

施設・居住系サービス利用者数の推計

(単位:人/月)

	第5期事業計画期間			第6期事業計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設サービス	1,776	1,711	1,668	1,728	1,728	1,728
介護老人福祉施設	781	772	742	742	742	742
介護老人保健施設	699	670	665	725	725	725
介護療養型医療施設	296	269	261	261	261	261
地域密着型(介護予防)サービス	928	1,036	1,078	1,086	1,212	1,281
認知症対応型共同生活介護	789	784	779	781	834	831
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	139	252	299	305	378	450
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
居宅(介護予防)サービス	406	396	389	388	389	389
特定施設入居者生活介護	406	396	389	388	389	389
施設・居住系サービス利用者数	3,110	3,143	3,135	3,202	3,329	3,398

#### (4) 在宅サービス等（施設・居住系を除くサービス）の見込量の推計

要支援・要介護認定者の見込み数から、(3)の施設・居住サービス利用者数（P59）を差し引いた人数を基に推計します。

在宅サービス利用者数の推計

(単位:人/月)

	第5期事業計画期間			第6期事業計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅（介護予防）サービス						
訪問介護	2,764	2,868	2,954	3,063	3,156	2,747
訪問入浴介護	97	95	95	98	99	103
訪問看護	544	568	630	701	774	860
訪問リハビリテーション	109	116	113	112	108	106
居宅療養管理指導	838	983	1,171	1,379	1,576	1,803
通所介護	3,394	3,703	3,955	4,266	4,587	4,108
通所リハビリテーション	1,816	1,879	2,025	2,187	2,349	2,532
短期入所生活介護	542	557	591	628	660	701
短期入所療養介護（老健）	58	70	71	73	74	75
短期入所療養介護（病院等）	12	10	7	7	7	8
福祉用具貸与	3,038	3,356	3,641	3,956	4,261	4,625
特定福祉用具購入費	88	93	87	94	95	98
住宅改修費	92	100	94	99	99	102
介護予防支援・居宅介護支援	7,122	7,524	7,884	8,311	8,716	8,459
地域密着型（介護予防）サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	17	34	53	73	95
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	85	81	84	90	97	102
小規模多機能型居宅介護	504	529	595	670	749	841
複合型サービス	0	43	77	113	145	174

※端数処理の関係上、合計は各区分の合算値と一致しない場合があります。

在宅サービス等見込み量（1月あたり）の推計

区分			単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス	訪問介護	介護	回数/月	32,220	32,690	33,562
		予防	回数/月			
	訪問入浴介護	介護	回数/月	641	690	755
		予防	回数/月	0	0	0
	訪問看護	介護	回数/月	5,247	5,856	6,627
		予防	回数/月	1,113	1,629	2,272
	訪問リハビリテーション	介護	回数/月	1,418	1,455	1,514
		予防	回数/月	157	171	199
	居宅療養管理指導	介護	人数/月	1,311	1,500	1,717
		予防	人数/月	68	76	85
	通所介護	介護	回数/月	37,945	40,966	44,450
		予防	回数/月			
	通所リハビリテーション	介護	回数/月	14,565	15,245	16,043
		予防	回数/月			
	短期入所生活介護	介護	日数/月	7,153	7,638	8,231
		予防	日数/月	103	158	229
	短期入所療養介護	介護	日数/月	987	1,191	1,412
		予防	日数/月	6	8	11
	福祉用具貸与	介護	人数/月	3,202	3,401	3,652
		予防	人数/月	755	859	972
特定福祉用具販売	介護	人数/月	64	62	62	
	予防	人数/月	30	33	36	
住宅改修	介護	人数/月	63	63	67	
	予防	人数/月	36	36	35	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	介護	人数/月	53	73	95
	夜間対応型訪問介護	介護	人数/月	0	0	0
	認知症対応型通所介護	介護	回数/月	1,354	1,520	1,694
		予防	回数/月	35	64	69
	小規模多機能型居宅介護	介護	人数/月	600	675	764
		予防	人数/月	70	74	77
複合型サービス	介護	人数/月	113	145	174	
居宅介護支援	介護	人数/月	5,743	6,007	6,334	
	予防	人数/月	2,568	2,708	2,126	

## (5) 介護給付等

(3)、(4)の見込量に、実績を考慮したサービス単価を乗じて総給付費を算出します。その額に、特定入所者サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて、標準給付見込額を算出します。

また、地域支援事業におけるそれぞれの施策の指標等を参考に、要する費用の見込額を算出します。

標準給付見込額

介護報酬改定の影響などを考慮し、最終的な見込み額を検討しています。

地域支援事業費見込額

介護報酬改定の影響などを考慮し、最終的な見込み額を検討しています。

### 3. 第6期計画における第1号被保険者保険料

#### (1) 介護保険料の算出方法

第6期事業運営期間における第1号被保険者の保険料基準額の算出手順は、次のとおりです。

##### ① 第1号被保険者負担分相当額の算出

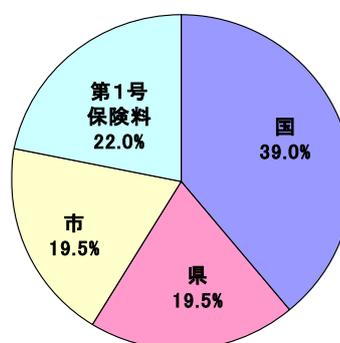
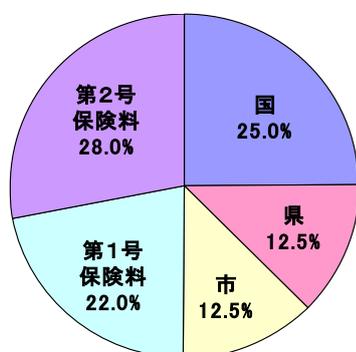
2の(5)で算出した標準給付費見込額(A)と地域支援事業にかかる費用の見込額(B)の合計額に、第1号被保険者負担割合22%※1)を乗じた金額が、第1号被保険者の負担分相当額(D)となります。

※1)第5期事業運営期間における第1号被保険者負担割合は21%でしたが、高齢者人口の増加に伴って、第6期事業運営期間における第1号被保険者負担割合は22%とされました。

【参考】標準給付費・地域支援事業費(介護予防事業・包括的支援事業・任意事業)の財源構成

介護給付・予防給付・介護予防事業

包括的支援事業・任意事業



※介護給付・予防給付費の施設等分については、国:20%、県:17.5%となる。

##### ② 所得段階別加入割合補正後被保険者数の設定

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階によって基準額に対する負担割合が異なるため、所得段階ごとの被保険者の見込み数に保険料基準額に対する負担割合を乗じて所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)を算出します。この人数が保険料(基準額)を算定する際の対象人数となります。

##### ③ 調整交付金見込額の算出

第1号被保険者負担割合(22%)と、全国平均の調整交付金※2)交付割合(5%)の合計(27%)から、第1号被保険者負担割合に、後期高齢者加入割合補正係数※3)と所得段階別加入割合補正係数※4)を乗じて得た値を引いて調整交付金見込交付割合(H)を計算します。その割合を標準給付費見込額(A)に乗じて、調整交付金見込額(I)を算出します。

※2)調整交付金:介護保険の財源のうち、利用者負担を除いた全市町村の給付費の5%を国が交付するもので、介護保険に関する財政力格差により、この割合より多い自治体や少ない自治体があります。

※3)後期高齢者加入割合補正係数:後期高齢者数の全国平均値との乖離を補正する係数です。

※4)所得段階別加入割合補正係数:所得段階別の高齢者数の全国平均値との乖離を補正するための係数です。

#### ④ 保険料収納必要額

第 1 号被保険者負担分相当額 (D) と調整交付金相当額 (E) の合計から調整交付金見込額 (I)、介護給付費準備基金取崩額 (L) を差し引き、財政安定化基金拠出金見込額 (J)、財政安定化基金償還金 (K) を加えて、保険料収納必要額 (M) を算出します。

#### ⑤ 保険料基準

保険料収納必要額 (M) を予定保険料収納率 (N) で割戻し、この額を所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C) で割り、保険料基準額を算出します。

#### (2) 所得段階設定の考え方

第 6 期の介護保険料は、全国的に大幅な上昇が見込まれており、また、それぞれの負担能力に応じた保険料段階を設定するとの考えから、国における標準の段階設定が 6 段階から 9 段階に見直されました。

本市においては、このような国の考え方を踏まえつつ、従来の保険料段階を参考に、所得段階の多段階化及び保険料段階設定の見直しを行います。

#### (3) 介護給付費準備基金の取り崩しについて

第 5 期計画期間までに生じている保険料剰余金については、介護給付費準備基金に積み立てており、最低限必要と見込まれる額を除き、介護保険事業特別会計に繰り入れ、第 6 期保険料を軽減するために活用します。

#### (4) 保険料基準額

(2)、(3) に示す考え方に基づき、(1) の算出方法により算出された第 6 期計画における第 1 号被保険者保険料基準額 (月額) は、5, 800 円程度を見込んでいます。

## 保険料基準額の算出

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
第1号被保険者数	75,304人	76,751人	78,198人	230,253人
前期(65～74歳)	38,586人	39,227人	39,868人	117,681人
後期(75歳以上)	36,718人	37,524人	38,330人	112,572人
所得段階別被保険者数				
第1段階	14,816人	15,101人	15,386人	45,303人
第2段階	5,893人	6,006人	6,120人	18,019人
第3段階	5,788人	5,899人	6,010人	17,697人
第4段階	11,616人	11,839人	12,062人	35,517人
第5段階	11,153人	11,368人	11,582人	34,103人
第6段階	9,697人	9,883人	10,070人	29,650人
第7段階	8,249人	8,407人	8,566人	25,222人
第8段階	4,233人	4,314人	4,395人	12,942人
第9段階	1,327人	1,353人	1,378人	4,058人
第10段階	653人	666人	678人	1,997人
第11段階	395人	403人	410人	1,208人
第12段階	266人	271人	276人	813人
第13段階	206人	210人	214人	630人
第14段階	1,012人	1,031人	1,051人	3,094人
所得段階別加入割合による 補正後被保険者数(C)	71,839人	73,220人	74,599人	219,659人
標準給付費+地域支援事業費見込額 (A)+(B)	介護報酬改定の影響などを考慮し、最終的な見込み額を検討しています。			
第1号被保険者負担分相当額 (D)=((A)+(B))×22%				
調整交付金相当額(E)=(A)×5%				
調整交付金見込交付割合(H) =(22%+5%)-(22%×(F)×(G))				
後期高齢者加入割合補正係数(F)				
所得段階別加入割合補正係数(G)				
調整交付金見込額(I)=(A)×(H)				
財政安定化基金拠出金見込額(J)				
財政安定化基金拠出率				
財政安定化基金償還金(K)				
準備基金取崩額(L)				
保険料収納必要額(M) =(D)+(E)-(I)+(J)+(K)-(L)				
予定保険料収納率(N)				
保険料の基準額(年額)(O)=(M)÷(N)÷(C)				
保険料の基準額(月額)(P)=(O)÷12				

※端数処理の関係上、合計は各区分の合算値と一致しない場合があります。

第6期計画における第1号被保険者保険料所得段階（案）

第6期計画期間(案)			
所得段階	対象者		負担割合
第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.50
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.50
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.65
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	×0.75
第4段階	市民税世帯課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88
第5段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	<b>基準額</b>
第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13
第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25
第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.50
第9段階		市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.60
第10段階		市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の人	×1.70
第11段階		市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人	×1.85
第12段階		市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満の人	×2.00
第13段階		市民税本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満の人	×2.15
第14段階		市民税本人課税で、合計所得金額800万円以上の人	×2.30

※市民税世帯非課税の方には、法律の規定に基づく公費による軽減が図られる予定です。

(参考) 第5期計画期間の介護保険料所得段階区分

第5期計画期間			
所得段階	対象者		負担割合
第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.50
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.50
第3段階の特例割合		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.65
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	×0.75
第4段階の特例割合	市民税世帯課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88
第4段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	<b>基準額</b>
第5段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13
第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25
第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.50
第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.60
第9段階		市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の人	×1.70
第10段階		市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人	×1.85
第11段階		市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上の人	×2.00

#### 4. 低所得者への配慮

久留米市では、低所得の被保険者に対して、介護保険料の軽減や減免、介護保険サービスの利用者負担の軽減及び助成に取り組むとともに、制度の周知を図り、利用者の拡充に努めます。

##### (1) 第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化

法律の規定に基づき、給付費の5割とは別枠で公費（国50%、県25%、市25%）を投入し、低所得高齢者の保険料の軽減を行います。

保険料段階	負担割合	軽減後の負担割合	軽減後の保険料額	
			年額	月額換算
第1段階	×0.5			
第2段階	×0.75			
第3段階	×0.75			

※第6期計画期間中に段階的に実施予定

##### (2) 保険料の減免制度

久留米市介護保険条例に基づき、世帯の収入が生活保護基準未満の人を対象とした保険料独自減免を実施し、低所得者層の負担軽減に努めます。

##### (3) 介護保険サービス利用者負担の軽減

###### ①介護老人福祉施設旧措置入所者の利用料及び居住費・食費の負担減額介護

保険制度施行前から介護老人福祉施設に入所している旧措置入所者の人に対し、当時の利用者負担額を上回らないように、利用者負担額（1割分）や食費・居住費を減額します。減額の割合は、当時の負担額を考慮し、個別に設定されます。

###### ②社会福祉法人等による利用者負担の軽減

生活が困窮している低所得の人で社会福祉法人が提供する介護保険サービスを受けている人は、利用者負担額（1割分）や食費・居住費を社会福祉法人が軽減し、その一部を公費で補います。対象者は、申請に基づき市で決定します。軽減の程度は、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）です。

###### ③訪問介護利用者負担額減額

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている人であって、次のいずれかに該当する場合は、介護保険の訪問介護を利用する際の利用者負担が減額されます。なお、減額後の利用者負担割合は0%です。

- ・65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた人で、65歳に到達したことで介護保険の対象となった人。

- ・ 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護または要支援の状態となった 40 歳から 64 歳までの人。

#### (4) 介護保険サービス利用者負担に対する助成

在宅で介護保険サービスを利用する低所得者で特に生計が困難である人※1) に対し、その利用者負担額の一部を助成します。

助成額は、助成対象となるサービス費用に 100 分の 5 を乗じた額を控除して得た額となります。久留米市介護保険条例に基づき、世帯の収入が生活保護基準未満の人を対象とした保険料独自減免を実施し、低所得者層の負担軽減に努めています。

※1) 低所得者で特に生計が困難である人とは、要支援・要介護認定を受けている人のうち、久留米市介護保険料減免取扱要綱に基づく減免措置を受けている人をいいます。

